

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

－ 参 考 様 式 －

平成21年09月28日
金 融 庁
水 産 庁

参考様式目次

I 認可申請書

1 定款変更認可申請書	1
2 信用事業規程認可申請書	3
3 信用事業規程変更（廃止）認可申請書	5
4 信用事業譲渡（譲受け）認可申請書	7

II 承認申請書

1 信用供与等限度額承認申請書	9
2 合算信用供与等限度額承認申請書	11

III 届出書

1 定款変更届出書	13
2 信用事業規程変更届出書	15
3 信用事業譲渡届出書	17
4 不詳事件等届出書	19
5 信託兼営組合に係る不詳事件等届出書	22
6 劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書	23
7 基準議決権数超過届出書	24
8 基準議決権数超過解消届出書	25

IV 特定信用事業代理業に係る申請書等

1 特定信用事業代理業に係る許可申請書	26
2 特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書	36
3 兼業の承認	48
4 変更の届出	50
5 廃業等の届出	70
6 業務開始	77
7 定款変更	78
8 委託契約書（再委託契約書）の変更	79
9 不祥事件等	80
10 特定信用事業代理業者の状況	83

V その他の様式

1 信漁連台帳	84
2 苦情受付票	86
3 システム障害等発生報告書	88
4 検査結果に係る報告の徴求	91
5 業務報告書等様式（信漁連）	94
6 連結業務報告書等様式（信漁連）	140
7 決算速報様式（信漁連）	154
8 連結決算速報様式（信漁連）	183
9 仮決算速報様式（信漁連）	196

定款変更認可申請書（漁協）

参考様式 1－1①

番号
年月日

〇〇〇知事 殿

住所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第48条第2項の規定に基づき、定款変更の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 定款の変更（廃止）理由書
- 2 定款の新旧条文の対照表
- 3 定款の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行定款

定款変更認可申請書（信漁連）

参考様式 1 - 1 ②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第48条第2項の規定に基づき、定款変更の認可を申請します。

(添付資料)

- 1 定款の変更（廃止）理由書
- 2 定款の新旧条文の対照表
- 3 定款の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行定款

信用事業規程認可申請書（漁協）

参考様式 1-2①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業規程認可申請書

平成〇〇年〇月〇日開催の当組合の総会において、信用事業規程の設定を議決したので、水産業協同組合法第11条の4第1項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の設定の理由を記載した書面
- 2 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業規程認可申請書（信漁連）

参考様式 1-2②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用事業規程認可申請書

平成○○年○月○日開催の当連合会の総会において、信用事業規程の設定を議決したので、水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の4第1項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の設定の理由を記載した書面
- 2 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業規程変更（廃止）認可申請書（漁協）

参考様式 1－3①

番号
年月日

〇〇〇知事 殿

住所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業規程変更（廃止）認可申請書

平成〇〇年〇月〇日開催の当組合の総会において、信用事業規程の変更（廃止）の議決したので、水産業協同組合法第11条の4第3項の規定により認可いただきたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の変更（廃止）理由書
- 2 規程の新旧条文の対照表
- 3 規程の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行信用事業規程

信用事業規程変更（廃止）認可申請書（信漁連）

参考様式 1－3②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用事業規程変更（廃止）認可申請書

平成○○年○月○日開催の当連合会の総会において、信用事業規程の変更（廃止）の議決をしましたので、水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の4第3項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の変更（廃止）の理由を記載した書面
- 2 規程の新旧条文の対照表
- 3 規程の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（漁協）

参考様式 1-4①

番 号
年 月 日

○○○知事 殿

住 所
○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

信用事業の譲渡（譲受け）に係る認可の申請について

平成 年 月 日開催の当漁協の○○総会において、○○○信用漁業協同組合連合会への信用事業の全部の譲渡（○○○組合の信用事業の全部の譲受け）について決議を行いましたので、水産業協同組合法第54条の2第3項の規定により認可頂きたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

(添付書類)

1. 理由書
2. 総会議事録
3. 信用事業譲渡契約書
4. 財産目録及び貸借対照表
5. 公告及び催告の状況並びに監事の証明書
6. その他参考資料
 - (1) 統合計画
 - (2) 譲渡後の貸借対照表及び損益計算書 等

信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（信漁連）

参考様式 1-4②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用事業の譲渡（譲受け）に係る認可の申請について

平成 年 月 日開催の当連合会○○総会において、農林中央金庫への信用事業の全部の譲渡（○○組合の信用事業の全部の譲受け）について決議を行いましたので、水産業協同組合法第54条の2第3項の規定により認可頂きたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

(添付書類)

1. 理由書
2. 総会議事録謄本
3. 信用事業譲渡契約書
4. 財産目録及び貸借対照表
5. 財務・収支計画表
6. 譲受前後の自己資本比率算定表
7. 公告及び催告の状況
8. その他参考となるべき事項を記載した書類
 - (1) 譲渡漁協の内容
 - (2) 統合日程表
 - (3) 店舗配置イメージ
 - (4) 店舗配置図 等

信用供与等限度額承認申請書（漁協）

参考様式 2-1①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用供与等限度額承認申請書

水産業協同組合法第11条の11第1項の規定に基づき、平成〇〇年度における同一人自身（並びに受信合算対象者）に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

信用供与等限度額承認申請書（信漁連）

参考様式 2-1②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用供与等限度額承認申請書

水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の11第1項の規定に基づき、平成○○年度における同一人自身（並びに受信合算対象者）に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

合算信用供与等限度額承認申請書（漁協）

参考様式 2-2①

番 号
年 月 日

○○○知事 殿

住 所
○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

合算信用供与等限度額承認申請書

水産業協同組合法第11条の11第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、平成○○年度における同一人自身（並びに受信合算対象者）に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

合算信用供与等限度額承認申請書（信漁連）

参考様式 2-2②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

合算信用供与等限度額承認申請書

水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の11第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、平成○○年度における同一人自身（並びに受信合算対象者）に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

定款変更届出書（漁協）

参考様式 3-1①

番号
年月日

○○○知事 殿

住所
○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

定款変更届

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第48条第4項の規定に基づき、定款の変更を届け出ます。

（添付書類）

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 新定款

定款変更届出書（信漁連）

参考様式 3-1②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

定款変更届

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第48条第4項の規定に基づき、定款の変更を届け出ます。

(添付書類)

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 新定款

信用事業規程変更届出書（漁協）

参考様式 3-2①

番 号
年 月 日

○○○知事 殿

住 所
○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

信用事業規程変更届

水産業協同組合法第11条の4第4項の規定に基づき、信用事業規程の軽微な変更について届け出ます。

(添付書類)

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会議事録謄本
- 3 新信用事業規程

信用事業規程変更届出書（信漁連）

参考様式 3-2②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用事業規程変更届

水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の4第4項の規定に基づき、信用事業規程の軽微な変更について届け出ます。

(添付書類)

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会議事録謄本
- 3 新信用事業規程

信用事業譲渡届出書（漁協）

参考様式 3-3①

番 号
年 月 日

○○○知事 殿

住 所
○○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

信用事業の全部の譲渡の届出

水産業協同組合法第54条の2第7項の規定に基づき、届け出ます。

信用事業譲渡届出書（信漁連）

参考様式 3-3②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○○○

信用事業の全部の譲渡の届出書

水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第54条の2第7項の規定に基づき、届け出ます。

不祥事件等届出書

参考様式 3-4

文 書 番 号
年 月 日

金 融 府 長 官 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
都 道 府 県 知 事 殿

住 所
組 合 名
代表理事名 印

不 祥 事 件 等 届 出 書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第51条第1項第16号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

（注）不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は、本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること。

(別紙)

不祥事件等の概要(年月日)

1 都道府県名				2 組合名			3 当初報告	年月日			
4 発生した部門				5 不祥事件等の種類			6 届出書作成者の所属・氏名				
7 不祥事件等の行われ 時期	自 年 月	至 年 月	8 経過概要								
	発覚 年 月 日	期間 年 月									
9 当事者	ア 職種(管理・一般・臨時) 役職名			イ 姓 名	ウ 性別	エ 年齢	オ 組合等(前身団体を含む。)の在職年数	カ 性行、私的環境、その他			
10 原因動機			11 利用した手口		12 隠ぺいのため特に取ったと思われる手段						
13 発覚または表面化の時期等	ア 発覚または表面化の年月日		ウ 不祥事件等の発生から発覚までの期間における行政検査、連合会監査、監事監査、内部監査の実施状況								
			行政検査	連合会監査	監事監査	内部監査					
	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日					
	イ 発生からアまでの期間										
年 月											
14 発覚の端緒 (該当に○印)	ア 行政府の検査		イ 連合会監査	ウ 監事監査	エ 内部監査	オ 警察の調査					
	カ 利用者からの問合せ		キ 投書・電話	ク 役職員の発見	ケ その他	()					
事件後措置等	組合のとった措置					被害状況	16 被害額(A)	補てん額または 補てん見込み額(B)	実被害額 (A)-(B)		
	(ア) 警察への連絡の有無 (該当に○印)		有・無				千円	当事者	千円	千円	
	(イ) 当事者に対する処分						(ウ) その他		親戚		
	(エ) 司法の措置 (該当に○印)		告訴	有・無	起訴		年 月	保証人			
			判決	有罪・無罪	判決		年 月	役員			
			罪名				職員				
							計				

17 不祥事件等が防げなかつた管理上の問題点

17 不祥事件等が防げなかつた管理上の問題点

18 再発防止策等

(ア) 講じた 再発防 止策	
(イ) 講じる 再発防 止策	
(ウ) 上記再 発防止 策の履 行状況 を確認 するた めの手 段	(再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制を具体的に記入。再発の場合、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

(注) この届出書は、不祥事件の発覚した日から1か月以内にできるだけ速やかに報告し、一度報告した不祥事件等であっても「15 事件後措置等」～「18 再発防止策等」が未確定のものは、確定次第速やかに再度報告する。

信託兼営不詳事件等届出書

参考様式 3－5

文 書 番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

金融庁長官 殿

農林水産大臣 殿

住 所

組合(信漁連)名

代表理事名

届 出 書

標記について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第12条の2の規定に基づき下記のとおり届出いたします。

該当条文		
信託業務の取扱営業所又は代理店名		
行為者 (注1)	氏名	
	職名	
	年齢	歳
	学歴	
	採用年月日	年 月 日
概要		
発生期間		年 月 日～ 年 月 日(年か月)
紛失した有価物の額(4号該当の場合)		千円
当該行為による損害金額(累計金額)		千円(千円)
金融機関又は代理店による負担額		千円(うち、代理店負担額 千円)
信託財産における差引実損見込額		千円
発覚の端緒		
信託受益者等への説明の状況		
事後措置又は要改善事項		
人事処分内容(注2)		

(注1) 当該届出が代理店における行為により為される場合には記載不要。

(注2) 信託兼営金融機関における人事処分をいう。

劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書

参考様式 3-6

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官殿
農林水産大臣殿
都道府県知事殿

住 所
組合名
代表理事名 印

劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書

劣後特約付借入金を受け入れることとしたので（既往分の変更をすることとしたので）、下記のとおり届けます。

記

調達（変更）理由					
調達（変更）予定日		年 月 日			
調達総額（円貨換算額）		(百万円)			
調達先					
調達期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月)			
調達金利		% (変動(連動)又は固定の別を記載)			
自己資本比率の推移		調達直前期 (/ 期)	調達実行期 (/ 期)	調達実行翌期 (/ 期)	
		%	%	%	
本件受入れ (変更)後 の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別	円 貨 建	外貨()建	円 貨 建	外貨()建
その他参考事項					

(注) 1. 契約書案を添付する。

2. 当初届出事項を変更しようとする場合には、当初届出書の写しを添付する。
3. 「本件受入れ（変更）後の残高」欄は、百万通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨ごとに記載する。

基準議決権数超過届出書

参考様式 3-7

文 書 番 号

年 月 日

金融庁長官殿
農林水産大臣殿
都道府県知事殿

組合（連合会）名：

代表理事名：

担当者（連絡先）：

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第9号の規定に基づく届出書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第9号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基 準 日 平成 年 月 日

2. 届出内容

証券コード	銘柄名	平成〇〇年12月末における保有状況						翌年度中に基準議決権数を超えて保有しようとする議決権数
		保有する議決権数				うち、(A)以外の議決権数		
	(A+B)	うち、命令第34条第10号に基づく議決権数		(A)	率(%)	(B)	率(%)	率(%)
		(A)	率(%)					

(注) 1. 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。

2. 「(A)以外の議決権数」とは、貸借対照表に計上しているもの及び元本補てん付き信託に基づく議決権数をいう。

基準議決権数超過解消届出書

参考様式 3-8

文 書 番 号

年 月 日

金融庁長官殿
農林水産大臣殿
都道府県知事殿

組合（連合会）名：

代表理事名：

担当者（連絡先）：

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第11号の規定に基づく届出書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第11号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基 準 日 年 月 日

2. 届出内容

証券 コード	銘柄名	前回承認届出時の保有 予 定 議 決 権 数							平成〇〇年3月末における保有状況						
		議 決 権 数	承 認 期 限 等	保有する議決権数 (A+B)					うち、命令第34 条第10号に基 づく議決権数 (A)	うち、(A)以外 の議決権数 (B)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	保有し なくな った日	
				率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)							

(注) 1. 「承認期限等」とは、承認期限又は当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超えて取得してから1年を経過する日をいう。

2. 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。

3. 「(A)以外の議決権数」とは、貸借対照表に計上しているもの及び元本補てん付き信託に基づく議決権数をいう。

4. 「保有しなくなった日」とは、当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超える部分の議決権数を保有しなくなった日をいう。なお、法第17条の15第2項ただし書（法第87条の4第2項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている銘柄については記載不要。

特定信用事業代理業の許可

参考様式 4－1

(第1面)

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る許可申請書

水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書(申請者が法人であるときに提出)
- 3 履歴書(申請者が個人であるときに提出)
- 4 住民票の抄本(申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下参考様式4－1において同じ。)又はこれに代わる書面(申請者が個人であるときに提出)
- 5 信用事業命令第50条の7第4号に該当しないことを誓約する書面(申請者が個人であるときに提出)
- 6 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の履歴書(申請者が法人であるときに提出)
- 7 役員(国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。)又はこれに代わる書面(申請者が法人であるときに提出)
- 8 信用事業命令第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面
- 9 役員が信用事業命令第50条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しない

ものであることを当該役員が誓約する書面

- 10 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案
- 11 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第1号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 15 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 16 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第50条の4第6号及び第7号に規定する書面
- 17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 18 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 20 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事業所の名称を記載した書面
- 21 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 22 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 23 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員の氏名	別添1(第3面)のとおり
3. 特定信用事業代理業を行う 営業所又は事務所の名称及 び所在地	別添2(第4面)のとおり
4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	別添3(第5面)のとおり
6. 個人の許可申請者の兼職状 況	別添4(第6面)のとおり
7. 個人の許可申請者における 総株主等の議決権の百分の 五十を超える議決権を保有 する法人等の状況	別添5(第7面)のとおり
8. 法人の許可申請者の役員の 兼職又は兼業状況	別添6(第8面)のとおり
9. 法人の許可申請者における 子法人等の状況	別添7(第9面)のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合
わせて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第121条の2第2項各号に掲げる
行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付、貯金若しくは定期積金の受入れ、
手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致さ
せること

また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出
書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）
を提出すること

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(第4面)

(別添2：特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け を内容とする 契約の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を 内容とする契 約の締結		為替取引を内容 とする契約の締 結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及び他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分毎に「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(第5面)

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名

(　年　月　日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第6面)

(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第7面)

(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の 氏名	業務の種類

(注意事項)

1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること

当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等

2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第8面)

(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第9面)

(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の 氏名	業務の種類

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（水協法施行令第9条第2項に規定する親法人等をいう。）
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

特定信用事業代理業の再受託の許可

参考様式 4－2

(第1面)

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書

水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の37第1項の規定により特定信用事業代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）
第50条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下参考様式4－2において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 信用事業命令第50条の7第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
- 7 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 8 信用事業命令第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面
- 9 役員が信用事業命令第50条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しない

ものであることを当該役員が誓約する書面

- 10 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを当該所属組合が誓約する書面
- 11 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)
- 12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第1号により作成された財産に関する調書(申請者が個人であるときに提出)
- 13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面)(申請者が法人であるときに提出)
- 14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 15 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 16 所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第50条の4第6号及び第7号に規定する書面
- 17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 18 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 20 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で行う特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面
- 21 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 22 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 23 特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式4-1の添付書類「10 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特

定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面

24 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員の氏名	別添1(第3面)のとおり
3. 特定信用事業代理業を行う 営業所又は事務所の名称及 び所在地	別添2(第4面)のとおり
4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	別添3(第5面)のとおり
6. 個人の許可申請者の兼職状 況	別添4(第6面)のとおり
7. 個人の許可申請者における 総株主等の議決権の百分の 五十を超える議決権を保有 する法人等の状況	別添5(第7面)のとおり
8. 法人の許可申請者の役員の 兼職又は兼業状況	別添6(第8面)のとおり
9. 法人の許可申請者における 子法人等の状況	別添7(第9面)のとおり
10. 特定信用事業代理業再委託 者の商号、名称又は氏名及 び主たる営業所又は事務所 の所在地	別添8(第10面)のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第121条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること

また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(第4面)

(別添2：特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

【 特定信用事業代理業再委託者名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け の受入れを内 容とする契約 の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を内 容とする契約の 締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分毎に「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(第5面)

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名

(　年　月　日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第6面)

(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第7面)

(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の 氏名	業務の種類

(注意事項)

- 1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること
当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類
 - (1)当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
 - (2) (1)に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第8面)

(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行 う他の法人又は事業所の商 号若しくは名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第9面)

(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の 氏名	業務の種類

(注意事項)

- 1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること
当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類
 - (1)当該法人の子法人等
 - (2)当該法人の親法人等（水協法施行令第9条第2項に規定する親法人等をいう。）
 - (3)当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第10面)

(別添8：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員の氏名	
3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	
4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	
6. 個人の許可申請者の兼職状況	
7. 個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	
8. 法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	
9. 法人の許可申請者における子法人等の状況	

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第121条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること

兼業の承認

参考様式 4－3

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼業承認申請書

新たに他の業務を営みたく、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の42第1項の規定に基づき、兼業の承認を申請いたします。



(注) 添付書類

- 1 参考様式 4－3 ②
- 2 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

参考様式 4－3②

新たに営む業務の種類	
理由	

(注) 記載要領

「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

変更の届出（商号、名称又は氏名）

参考様式 4-4-1

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

商号（名称又は氏名）の変更届出書

商号（名称又は氏名）を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号、名称又は氏名	変更後	
	変更前	
変更年月日	年月日()	
理由		

(注) 添付書類

法人であるときは、変更後の定款及び株主総会の議事録

変更の届出（役員の変更）

参考様式 4-4-2

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員の変更届出書

役員の就任（退任）がありましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名及び役職名	
就任（退任）年月日	年　月　日（　　）
理由	

(注) 添付書類

- 1 就任する役員に係る履歴書
- 2 就任する役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 3 就任する役員に係る漁業協同組合等の信用事業に関する命令第50条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の設置）

参考様式 4-4-3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の設置届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を設置いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

設置した営業所等の名称	
所 在 地	
設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容	
営業開始年月日	年 月 日 ()
休 日	
理 由	

(注) 1 記載要領

「設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容」欄に所属組合の名称を記載すること

2 添付書類

- ① 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面
- ② 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属組合がある場合には、その距離を記載したもの。）
- ③ 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）
- ④ 顧客情報管理体制及び顧客の財産と特定信用事業代理業者の財産の分別管理体制を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の所在地の変更）
参考様式 4-4-4

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地を変更しましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営業所等の名称			
所在地	変更後		
	変更前		
変更年月日	年月日()		
休日			
理由			

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の名称の変更）
参考様式 4-4-5

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営業所等の名称	変更後	
	変更前	
所在地		
変更年月日	年 月 日 ()	
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の廃止）

参考様式 4-4-6

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の廃止届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を廃止いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した営業所等の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日 ()
理由	

(注) 添付書類

- 1 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（新たに所属組合から委託を受けることとなった場合）

参考様式 4-4-7-1

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

新たに所属組合から委託を受けることとなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該所属組合の名称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地	
当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の種類	
当該委託を受けた業務を開始する年 月 日	年　月　日 ()
理由	

(注) 添付書類

当該委託契約書の写し

変更の届出（新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合）

参考様式 4-4-7-2

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

新たに特定信用事業代理業再委託者から特定信用事業代理業の再委託を受けることとなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
当該特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名	
当該特定信用事業代理業を行う営業所等の名称	
当該特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地	
当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の種類	
当該再委託を受けた業務を開始する年月日	年　月　日 ()
理 由	

(注) 添付書類

当該再委託に係る委託契約書の写し

変更の届出（所属組合から委託を受けなくなった場合）

参考様式 4-4-7-3

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

所属組合から委託を受けなくなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該所属組合の名称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の名称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の所在地	
業務廃止年月日	年　月　日（　）
理由	

(注) 添付書類

- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（特定信用事業代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合）
参考様式 4-4-7-4

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

特定信用事業代理業者からの特定信用事業代理業の再委託を受けなくなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の名称	
所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の所在地	
当該特定信用事業代理業再委託者の商号等	
業 務 廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（他に営む業務の種類の変更）

参考様式 4-4-8

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

他に営む業務の種類の変更届出書

他に営む業務の種類を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

開始（廃止）した業務の種類	
開始（廃止）年月日	年　　月　　日（　　）
理由	

(注) 添付書類

業務を開始する場合にあたっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合）

参考様式 4-4-9-1

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書

新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該他の法人の商号又は名称	
主たる営業所等の所在地	
業務の種類	
変更年月日	
理由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合）

参考様式 4-4-9-2

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書

他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる営業所等の所在地	
理由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないことになった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないことになった役員の氏名を記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）

参考様式 4-4-9-3

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書

常務に従事する他の法人の商号（名称若しくは業務の内容）の変更がありましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更後	
	変更前	
変更年月日	年月日()	
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）

参考様式 4-4-10

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
氏 名

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書

○○の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった（保有者でなくなった）ので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該法人等の商号又は名称	
変更事項	変更後
	変更前
当該法人等の主たる営業所等の所在地	
当該法人等の代表者氏名	
当該法人等の業務の種類	
変更年月日	
理由	

(注) 記載要領

- 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更に当たり、当該変更事項について記載すること
- 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）

参考様式 4-4-11

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子法人等に係る変更届出書

子法人等について○○を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所の所在地		
当該法人等の代表者の氏名		
当該法人等の業務の種類		
変更年月日		
理由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
参考様式 4-4-12-1

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が新たに行う事業に係る届出書

役員が新たに事業を行うことになりましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新たに行う事業の種類		
開始年月日		年　月　日 ()
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
参考様式 4-4-12-2

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が行う事業の廃止に係る届出書

役員が行う事業を廃止いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した事業の種類	
廃止年月日	年　月　日 ()
理由	

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
参考様式 4-4-12-3

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が行って事業の変更に係る届出書

役員が行う事業を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更の内容	変更後	
	変更前	
変更年月日	年月日()	
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更）

参考様式 4-4-13

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務の内容及び方法の変更届出書

業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第2項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更後	
	変更前	
変更年月日	年　月　日	()
理由		

(注) 添付書類

- 1 変更後の特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面
- 2 特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表

廃業等の届出（特定信用事業代理業の廃業）

参考様式 4-5-1

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃業年月日	年月日()
理由	

(注) 添付書類

- 1 法人であるときは、特定信用事業代理業を廃止することを決定した株主総会の議事録
- 2 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 3 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（会社分割（吸収分割）による特定信用事業代理業の全部承継）
参考様式 4-5-2

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

承継先の商号	
吸収分割年月日	年　月　日（　）
理由	

(注) 添付書類

- 1 吸収分割契約の内容を記載した書面
- 2 吸収分割承継会社の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を承継させることを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 会社分割の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業の全部譲渡）

参考様式 4-5-3

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

譲渡先の商号又は名称	
譲渡年月日	年　月　日 ()
理由	

(注) 添付書類

- 1 譲渡契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を譲渡することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 事業譲渡の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である個人の死亡）

参考様式 4-5-4

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
氏 名
相続人の氏名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

死 亡 年 月 日	年 月 日 ()
-----------	-----------

(注) 添付書類

- 1 当該特定信用事業代理業者である個人の除籍簿の謄本
- 2 当該特定信用事業代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の合併による消滅）

参考様式 4-5-5

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併の相手方の商号又は名称	
合 併 年 月 日	年 月 日 ()
合 併 の 方 法	
理 由	

(注) 添付書類

- 1 合併契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 合併の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の破産）

参考様式 4-5-6

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを行った年 月日	年 月 日 ()
破産手続開始の決定を受けた年月 日	年 月 日 ()

(注) 添付書類

- 1 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面
- 2 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の解散）

参考様式 4-5-7

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 清算人に係る登記事項証明書
- 2 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

業務開始

参考様式 4-6

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業 務 開 始 届 出 書

特定信用事業代理業の業務を○○年○○月○○日（○）に開始いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項の規定に基づきお届けいたします。

定款変更 参考様式 4-7

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定 款 変 更 届 出 書

定款を変更いたしましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更後	
	変更前	
変更日	年　月　日 ()	
理由		

(注) 変更後の定款(写)を添付すること

委託契約書（再委託契約書）の変更

参考様式 4-8

年　月　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

委託契約書の変更届出書

特定信用事業代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更後	
	変更前	
変更日	年　月　日 ()	
理由		

(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること

不祥事件等

参考様式 4－9

年　　月　　日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

不祥事件等届出書

標記のことについて、水産業協同組合法第121条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第50条の31第1項第4号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。



- (注) 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること
2 別紙は、信用事業命令第50条の31第3項第1号及び第2号に係るものについては参考様式4－9②により、同項第4号に係るものについては参考様式4－9③により、同項第3号及び第5号に係るものについては参考様式4－9②または4－9③を適宜準用して届け出るものとすること

参考様式 4－9②

商 号 、 名 称 又 は 氏 名		
所 属 組 合 名		
事 故 発 生 営 業 所 名		
事 故 者	氏 名	
	職 名	
	年 齢	歳
	入 社 年 月 日	年 月 日
	当 社 で の 職 歴	
事 件 の 概 要		
不祥事件等届出書の該当条項		
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()	
発 生 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月間)	
事故金額 (累計事故金額)	千円 (千円)	
実 損 見 込 額	千円	
発 覚 の 端 緒		
発 生 要 因 分 析		
事 後 措 置 又 は 要 改 善 事 項		
人 事 处 分 内 容		

参考様式 4－9③

商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
所 属 組 合 名	
事 故 発 生 営 業 所 名	
事 故 の 区 分	
事 故 の 概 要	
不祥事件等届出書の該当条項	
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()
発 生 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額（累計事故金額）	千円 (千円)
実 損 見 込 額	千円
発 覚 の 端 緒	
発 生 要 因 分 析	
事 後 措 置 又 は 要 改 善 事 項	

- (注) 1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載すること
 2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

参考様式 4-10

特定信用事業代理業者の状況

平成 年 月 日現在

財務(支)局

農林水産大臣

許可番号	特定信用事業代理業者名	許可年月日	許可失効年月日	主たる営業所又は事務所の所在地	営業所数等	電話番号	法人又は個人の別	所属組合名	特定信用事業代理業務の内容								他業の種類	備考
									預金等	当座預金の取扱い	資貸金付のけ	消費貸費付のけ	事貸業向け	与の審査	替引			

(記載上の注意)

- 「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
- 「営業所数等」欄には、特定信用事業代理業を行う営業所数等を記載すること。
- 特定信用事業代理業務の内容については、◎代理及び媒介 ○代理のみ △媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」、「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
- 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
- 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名など、その他監督上の参考事項を記載すること。
- 前回報告からの変更点については、網掛けとし「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。

信漁連台帳（信漁連）

参考様式 5-1

信 漁 連 台 帳

平成 年 月 日現在

名 称	○○○信用漁業協同組合連合会		住 所			
沿革等	<p>【沿革】</p> <p>1 昭和○○年○○月設立 2 3</p> <p>【会員数等】 (○○年度末現在)</p> <p>会員○○ (正会員○○、准会員○○)</p> <p>理事○○名 (うち常勤理事○○名)、監事○名 (うち常勤監事○名、員外監事○名)</p> <p>職員○○名 (うち出向○○名)</p>					
特 色						
業況の推移	区 分	○○年度末	○○年度末	○○年度末	○○年度末	○○年度末
	資産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	うち貸出金					
	うち有価証券					
	うち預け金					
	負債総額					
	うち貯金					
	資本勘定					
	うち当期剰余金					
	経常損益	千円	千円	千円	千円	千円
	特別損益					
	法人税等					
	貯貸率	%	%	%	%	%
	貯預率					
	貯証率					
事業収支率						
内部留保率						
自己資本比率						
営業所数	本 所					
	支 所					
	出 張 所					

直 近 の 検 査 等	直 近 の 検 査 日	平成 年 月 日 (○○○検査)
	【検査結果の概要等】	
監 督 上 の 措 置 等		
各 種 ヒ ア リ ン グ の 実 施 状 況	ヒアリングの実施日	平成 年 月 日 (○○○ヒアリング) 平成 年 月 日 (○○○ヒアリング)
	【ヒアリング結果の概要等】	
備 考	役員名簿は別添ファイル「○○○信漁連役員名簿. jtd」	

苦情受付票

参考様式 5-2①

組合に対する苦情受付票

属性			
日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 [電話・来庁・文書]		
組 合 名			
申 出 者		応 接 者	
苦 情 内 容			
摘 要			

漁協系統金融機関に関する苦情受付件数調べ

参考様式 5-2②

(単位: 件)

	信漁連
電話	
来局	
文書	

システム障害報告様式

参考様式 5-3

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

金融機関名
代表者 印

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、平成18年9月1日付金監第1853号・18水漁第1500号に基づき報告します。

障害発生等報告書

(第 報)

(連絡日時： 年 月 日 時 分)

項目	内 容	
障害の発生日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生したサービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済 内容 ()
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
他の事業者等への影響等		
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	

	その他の連絡先等
事後改善策	

(記載要領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする

第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載すること

2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）

3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所等（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載すること

4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載すること

なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載すること（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない）

5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載すること

6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（顧客への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載すること

7. 「他の事業者等への影響等」欄については、他の事業者等に対して攻撃・障害等が波及する可能性、現況等が確認されている場合には、その内容を記載すること

8. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること

9. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載すること

(障害分類表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載すること
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない

脅威の類型	コード番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃 をはじめとする意図的要因	1－1	外部からの不正アクセス、 DoS 攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1－2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1－3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2－1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2－2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2－3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2－4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害 からの波及	4－1	情報通信分野（電気通信） からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4－2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4－3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4－4	その他の波及	その他の波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害

検査結果に係る報告の徵求（漁協）

参考様式 5-4①

番 号
平成 年 月 日

組合名

代表理事 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

平成 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を平成 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。）また、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）

（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

検査結果に係る報告の徵求（信漁連）

参考様式 5-4②

番 号

住 所

○○○信用漁業協同組合連合会

代表理事長 ○○○○

平成 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を平成 年
月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生
原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
第122条第1項（及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項）
の規定に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、金融庁長
官に対して審査請求及び農林水産大臣に対して異議申立て（農水産業協同組合貯金保険法
に基づく報告を（も）求める場合には、金融庁長官及び農林水産大臣に対して異議申立て）
をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを
知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基
づく処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知つ
た日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴
えを提起できなくなる。）また、審査請求又は異議申立てをした場合には、当該審査請求
に対する裁決又は当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日から6か月を経過
したとき又は当該裁決又は当該決定の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴え
を提起することができない。

平成 年 月 日

○○財務局長 ○○○○

（金融庁長官 ○○○○）

農林水産大臣 ○○○○

(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること)

(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

業務報告書等様式（信漁連）

参考様式 5-5

業務報告書

第 年度
$$\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$$

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名

所在地

目 次

第1 事業概況書

- I 連合会の事業活動の概況に関する事項
 - 1 一般的概況
 - 2 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況
 - 3 事業経過報告
 - 4 その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項
- II 連合会の運営組織の状況に関する事項
 - 1 総会及び総代会
 - (1) 総会
 - (2) 総代会
 - 2 会員及び出資口数
 - (1) 会員
 - (2) 出資口数
 - 3 役員
 - (1) 役員の就任状況
 - (2) 本年度末現在の役員
 - (3) 本年度退任の役員
 - 4 職員
 - 5 連合会の機構
 - 6 会員組織
 - 7 施設
 - (1) 連合会の施設の設置状況
 - (2) 特定信用事業代理業者数等の状況
 - 8 子会社等の状況
 - (1) 子会社等の概況
 - (2) 子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - 9 その他連合会の運営組織の状況に関する事項

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 注記表

第5 附属明細書

第6 キャッシュ・フロー計算書

第7 剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

第8 単体自己資本比率の状況

〔附表〕業務報告書添付書類

（注）添付書類として、監査報告を添付すること。

（記載上の注意）

- 1 連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 2 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
- 3 業務報告書の各様式（「第7 剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」を除く。）に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第1 事業概況書

第 年度
 年 月 日から
 年 月 日まで } 事業概況書

I 連合会の事業活動の概況に関する事項

1 一般的概況

(記載上の注意)

- 1 連合会の当該事業年度中における主要な事業活動の内容及び成果について記載すること。
- 2 一般経済概況、連合会を取り巻く金融経済環境及び連合会の事業のうち特記すべき事項等について、その概況を記載すること。
- 3 当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容について記載すること。
- 4 連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針について記載すること。

2 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目	年 度	年 度	年 度	本 年 度
貯 金 等 残 高				
貸 出 金 残 高				
有 価 証 券 残 高				
総 資 産 額				
経 常 収 益				
経 常 利 益				
当 期 剰 余 金				
単体自己資本比率				

3 事業経過報告

年 月 日	処理事項

(記載上の注意)

- 1 当期における重要な事項について時の経過に従いその概要を簡潔に記載すること。
- 2 記載事項は必ず次の事項にふれるものとする。
 - ア 総（代）会、理事会、監事會
 - イ 監事の監査、行政庁の検査、全国連合会の監査
 - ウ 協力組織の活動
 - エ その他の重要行事
 - オ 重要な後発事象

4 その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項

II 連合会の運営組織の状況に関する事項

1 総会及び総代会

(1) 総会

総会の種類	総会の開催 年 月 日	開催日現在の 正会員数	出席正会員数				出席准 会員数	重要な議事及び 議決事項
			本 人	代理 人	書 面	合 計		

(2) 総代会

(記載上の注意)

(1) の様式に準じて記載すること。

2 会員及び出資口数

(1) 会員

(単位：会員数)

異動 資格区分	前期末 現 在	当期 増 加	当期減少				当期末 現 在
			持分全部 の譲渡	解 散	そ の 他	合 計	
正 会 員							
准 会 員							
合 計							

(2) 出資口数

(単位：口)

	前期末現在	当期減少	当期增加	当期末現在
正 会 員 (後配出資) (優先出資)	() ()	() ()	() ()	() ()
准 会 員 (後配出資) (優先出資)	() ()	() ()	() ()	() ()
会員以外から の優先出資				
処分未済持分				
計 (後配出資)	()	()	()	()

(優先出資)	()	()	()	()
--------	-----	-----	-----	-----

(注) () 内は内数とする。

3 役員

(1) 役員の就任状況

(単位：人)

区分		前期末現在	当期就任	当期退任	当期末現在	定款に定める 役員の定数
理事	常勤					
	非常勤					
	(計)	()	()	()	()	()
監事						
合計						

(2) 当期末現在の役員

役職名		常勤・非常勤の別	氏名	就任年月日	備考
理事	代表理事会長				
	副会長理事				
	専務理事				
	常務理事				
	理事				
監事	代表監事				
	監事				

(記載上の注意)

- 1 役職員名欄には、代表権の有無も併せて記載すること。
- 2 使用人兼務役員の場合は、使用人としての役職名を備考欄に記載すること。
- 3 員外監事については、その旨を注記すること。
- 4 重要な兼職の状況がある場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 5 経営管理委員会制度を導入している場合にあっては、適切な欄を設けて記載すること。

(3) 当期退任の役員

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	退任年月日	備考

(注) 当期中に退任した役員の役職名は退任時のものである。

(記載上の注意)

退任して、なお、役員の権利義務を有する者については、「備考」欄にその旨を記載すること。

4 職員

(単位：人)

区分	前期末現在	当期増加	当期減少	当期末現在
参考事				
男性職員	うち出向()	うち出向()	うち出向()	うち出向()
女性職員	うち出向()	うち出向()	うち出向()	うち出向()
嘱託・常よう人				
計	うち出向()	うち出向()	うち出向()	うち出向()

5 連合会の機構

(記載上の注意)

連合会の機構等を分かりやすく示すこと。

6 会員組織

組織名	代表者名	構成員数

7 施設

(1) 連合会の施設の設置状況

名 称	所 在 地	職 員 数
合 計		

(記載上の注意)

職員数合計は、上記 4 職員の本年度末現在の合計と一致する。

(2) 特定信用事業代理業者数等の状況

① 特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当事業年度末時点における当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

② 当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設・廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

③ 連合会が行う銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該連合会が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の5 第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の2 第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の3 第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条の3 第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第92条の2 第2項に規定する特定信用事業代理業、水協法第121条の2 第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の2 第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を行う場合に記載すること。

8 子会社等の状況

(1) 子会社等の概況

会社名		
代表者名		
設立年月日		
事業内容		
所在地		
施設の概要		
資本金総額		
うち本会出資額 (本会が保有する議決権の比率)		
役員数		
うち本会役員との兼務者数		
うち本会職員との兼務者数 (出向者を含む。)		
職員数		
うち本会出向職員数 (兼務者数を含む。)		
本会に対する債務額		
本会に対する債権額		

(記載上の注意)

子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第3項及び第100条第3項において準用する法第58条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「規則」という。）第206条第1号に規定する子法人等であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（規則第206条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

(2) 子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

株主総会等で議決された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を転載又は別途添付すること。

9 その他連合会の運営組織の状況に関する事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

第2 貸借対照表

貸 借 対 照 表
(年 月 日現在)

〔信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名〕

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金		貯金	
預け金		当座貯金	
系統預け金		普通貯金	
系統外預け金		貯蓄貯金	
譲渡性預け金		通知貯金	
買現先勘定		別段貯金	
買入手形		定期貯金	
買入金銭債権		定期積金	
金銭の信託		譲渡性貯金	
商品有価証券		売現先勘定	
有価証券		売渡手形	
国債		借用金	
地方債		手形借入金	
政府保証債		証書借入金	
金融債		当座借越	
社債		再割引手形	
短期社債		外国為替	
外国証券		外国他店預り	
株式		外国他店借	
受益証券		売渡外国為替	
貸出金		未払外国為替	
手形貸付金		代理業務勘定	
証書貸付金		その他負債	
当座貸越		貸付留保金	
金融機関貸付		未払法人税等	
割引手形		従業員預り金	
外国為替		未決済為替借	
外国他店預け		未払費用	
外国他店貸		前受収益	
買入外国為替		金融派生商品	
取立外国為替		リース債務	
その他資産		その他の負債	
未決済為替貸		諸引当金	
前払費用		賞与引当金	
未収収益		退職給付引当金	
金融派生商品		· · · · ·	
その他の資産		繰延税金負債	
固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
有形固定資産		債務保証	
無形固定資産		負債の部合計	
外部出資		(純資産の部)	
系統出資		出資金	
系統外出資		回転出資金	
子会社等出資		資本準備金	
繰延税金資産		再評価積立金	
再評価に係る繰延税金資産		利益剰余金	
債務保証見返		利益準備金	

貸倒引当金	△	その他利益剰余金 ・・積立金 当期末処分剰余金（又は 当期末処理損失金） （うち当期剰余金（又は うち当期損失金）） 処分未済持分 会員資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない勘定科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 3 特別会計等2つ以上の会計単位を設定している場合、各会計単位ごとに作成した貸借対照表を合併して、科目ごとに各会計単位の内容が分かるように作成するものとする。（会計単位間の貸借は相殺して除去する。）

第3 損益計算書

損 益 計 算 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

[信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名]

科 目	金 額
経常収益	× × ×
資金運用収益	× × ×
貸出金利息	× × ×
預け金利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
買現先利息	× × ×
買入手形利息	× × ×
金利スワップ受入利息	× × ×
外国為替受入利息	× × ×
受入雑利息	× × ×
受取奨励金	× × ×
受取特別配当金	× × ×
役務取引等収益	× × ×
内国為替受入手数料	× × ×
外国為替受入手数料	× × ×
その他受入手数料	× × ×
その他の役務取引等収益	× × ×
その他事業収益	× × ×
受取出資配当金	× × ×
受取助成金	× × ×
外国為替売買益	× × ×
商品有価証券売買益	× × ×
国債等債券売却益	× × ×
国債等債券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
その他の事業収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×
貯金利息	× × ×
譲渡性貯金利息	× × ×
売現先利息	× × ×
売渡手形利息	× × ×
金利スワップ支払利息	× × ×
外国為替支払利息	× × ×
借用金利息	× × ×
支払雑利息	× × ×
支払奨励金	× × ×
役務取引等費用	× × ×
内国為替支払手数料	× × ×
外国為替支払手数料	× × ×
その他支払手数料	× × ×

その他の役務取引等費用	× × ×	
その他事業費用		× × ×
融資保険料	× × ×	
支払助成金	× × ×	
外国為替売買損	× × ×	
商品有価証券売買損	× × ×	
国債等債券売却損	× × ×	
国債等債券償還損	× × ×	
国債等債券償却	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
事業推進費	× × ×	
債権管理費	× × ×	
その他の事業費用	× × ×	
事業管理費		× × ×
その他経常費用		× × ×
貸倒引当金繰入	× × ×	
貸出金償却	× × ×	
株式等売却損	× × ×	
株式等償却	× × ×	
金銭の信託運用損	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
固定資産処分益	× × ×	
貸倒引当金戻入益	× × ×	
償却債権取立益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	
特別損失		× × ×
固定資産処分損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		× × ×
法人税、住民税及び事業税		× × ×
法人税等調整額		× × ×
当期剰余金（又は当期損失金）		× × ×
前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）		× × ×
・・・積立金取崩額		× × ×
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		× × ×

(記載上の注意)

- 1 本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。
- 2 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 3 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越剰余金又は前期繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 4 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下4において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 5 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 6 法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

8 特別会計等2つ以上の会計単位を設定している場合、各会計単位ごとに作成した損益計算書を合併して、科目ごとに各会計単位の内容が分かるように作成するものとする。（各会計単位間のいわゆる内部損益については、これを除外して記載する。）

第4 注記表

(記載上の注意)

以下の項目について、注記事項の欄に規則第5章第3節第5款に規定する事項について一覧できるよう記載すること。

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	

第5 附属明細書

1 出資金及び準備金等の内訳

(1) 会員資本

区分	前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在
出資金				
うち後配出資金				
うち優先出資金				
回転出資金				
資本準備金				
利益剰余金				
利益準備金				
その他利益剰余金				
任意積立金 (うち・・・積立金)	()	()	()	()
当期未処理分損失金	前期繰越剰余金 (前期繰越損失金)			
	・・・積立金取崩額			
	当期剰余金 (当期損失金)			
	小計			
処分未済持分				
合計				
適用：(1) 出資1口金額		円		
(2) 未払込出資総額		円		
(3) 1会員当たりの出資額		円		
(4) 後配出資金の概要		円		
	目的			
	劣後する内容、条件等			

(記載上の注意)

後配出資金の受入れのない信漁連にあっては、後配出資に関する事項を削除すること。

(2) 優先出資の内訳

優先出資1口の金額	円
優先出資の総口数の最高限度	口

自己の優先出資の所有口数

口

区分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合
政府及び地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	()	()	()	()	()	()
個人その他						
合計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

- 1 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
- 2 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。
- 4 優先出資を発行していない場合は本表を省略すること。

2 固定資産

種類別		前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在	当期償却額	償却額累計
有形固定資産	業務用						
	建物						
	構築物						
	車両						
	器具・備品						
	土地						
	リース資産						
	建設仮勘定						
	業務外						
計							
無形固定資産	業務用						
	業務外						
計							
合計							

(脚注) 1 減価償却の方法

2 土地再評価差額金

業務用土地に係る土地再評価差額金の額

3 「前期末現在」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末現在」欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書として記載し、「当期末現在」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。

(注) 水産会館等を所有している場合は、その使用面積等適当な基準によって業務用固定資産と業務外固定資産に分類経理すること。

3 外部出資

出資先		前期末現在		当期増加額		当期減少額		当期末現在	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
系	農林中央金庫								

統 出 資	・・・・・						
	計 (うち回転出資金)						
系 統 外 出 資	株 式	・・・・・					
	その 他	県漁業信用基金協会					
子 会 社 等 出 資	株 式	・・・・・					
	その 他	・・・・・					
合 計							

4 引当金の内訳

種 類		前 期 末 現 在	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 現 在
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
諸 引 当 金	賞与引当金				
	退職給付引当金				
	金融先物取引責任準備金				
	・・・・・				
合 計					

(記載上の注意)

- 1 脚注としてそれぞれの引当金の計上理由及び算出方法を記載すること。ただし、貸借対照表に注記したものは省略することができる。
- 2 該当しない科目は削除すること。

5 資産につき設定している担保権の明細

担 保 に 供 し て い る 資 産	担 保 権 に よ っ て 担 保 さ れ て い る 債 務

種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
合計				

6 子会社等との取引

区分	商号又は法人名	収益総額	費用総額	摘要
子会社				
子会社以外の子法人等				
関連法人等				
計				

7 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

区分	商号又は法人名	取引内容	債権			債務		
			前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
子会社								
		小計						
子会社以外の子法人等								
		小計						
関連法人等								
		小計						
合計								

8 預け金

種類別	前期末現在	当期預入額	当期引出額	当期末現在
当座預け金				

系 統 預 け 金	普通預け金				
	通知預け金				
	別段預け金				
	為替決済預け金				
	定期預け金				
	小計				
系統外預け金					
計					
譲渡性預け金					
合計					

9 買入金銭債権

種類	前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在
コマーシャル・ペーパー				
合計				

10 金銭の信託

種類別	前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在
指定金銭信託				
特定金銭信託				
指定金外信託				
特定金外信託				
合計				

11 有価証券

種類別	前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在	当期末信託現在額
国債					

地方債					
政府保証債					
金融債					
社債					
短期社債					
外国証券					
株式					
受益証券					
合計					

12 借用金

種類別		前期末現在	当期借入額	当期償還額	当期末現在
手形借入金					
証書借入金 〔うち漁業近代化資金〕 原資借入金		()	()	()	()
当座借越					
再割引手形					
合計					
借入先別 内訳	農林中央金庫				
	地方公共団体				
	・・・・・				

13 債務保証

区分	会員		会員以外	
	件数	金額	件数	金額
貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
金融機関等の業務の代理に付隨して行われる保証				
国税若しくは地方税の徴収猶予				

担保等について行われる保証				
外国為替取引に伴って行われる保証又は手形の引受け				
その他の保証				
合 計				

14 事業管理費の明細

科 目	内 訳 科 目	金 領
人 件 費	役 員 報 酬	
	給 料 手 当	
	福 利 厚 生 費	
	退 職 給 付 費 用	
	小 計	
旅費交通費	旅 費 交 通 費	
業 務 費	会 議 費	
	接 待 交 際 費	
	宣 伝 広 告 費	
	運 送 費	
	通 信 費	
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	
	図 書 ・ 研 修 費	
	教 育 情 報 費	
	事 務 委 託 費	
	小 計	
負 担 金	支 払 賦 課 金	
	分 担 金	
	寄 付 金	
	小 計	
	修 繕 費	

施設費	保 険 料	
	水道光熱費	
	会館管理費	
	賃借料	
	消耗備品費	
	減価償却費	
	小計	
貯金保険料	貯金保険料	
雑費	雑費	
税金	税金	
合計		

15 役員等との取引の明細（当期末現在）

役職名 及 び 氏 名	取引 内 容	当期 取引額	債 権			債 務		
			前期末残高	当期末残高	当期増減高	前期末残高	当期末残高	当期増減高
	計							
	計							
	合計							

(記載上の注意)

- 1 経営管理委員会、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員会、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。
- 2 総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）、貯金その他の連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。
- 3 債務保証を行っている場合は、債権の欄に見返額を記載すること。
- 4 重要な増減がある場合には、その理由を注記すること。

16 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事		
監事		
合計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれの金額を記載する。

17 役員等の兼職兼業の状況（当期末現在）

区分		氏名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別			

(記載上の注意)

法第92条第3項及び第100条第3項において準用する法第34条の5第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参考について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職先又は兼業先については、主たるものを見示した上で数のみを記載すること。

18 主要事業の状況

(1) 貯金業務

種類		前期末現在		当期 受入額	当期 払戻額	当期末現在	
		口座数	金額			口座数	金額
要求 払 貯 金	当座貯金						
	普通貯金						
	貯蓄貯金						
	通知貯金						
	別段貯金						
	計						
定期性 貯 金	定期貯金						
	定期積金						
	計						
合計							
う 員	組合員直接預り						
	地方公共団体						

ち 外	金融機関					
	その他					
	計					

(2) 貸出業務

① 種類別の増減

種類			前期末現在		当期 貸付額	当期 回収額	当期末現在	
			件数	金額			件数	金額
貸付金	手形貸付金							
	証書貸付金							
	当座貸越							
	金融機関貸付 (うちコール・ローン)	()	()	()	()	()	()	()
	計							
割引手形								
合計								
うち 員外への貸出金	組合員直接貸付							
	貸付金	地方公共団体						
		金融機関						
		その他の						
	計							
	割引手形							
	合計							

② 用途別の増減

用途別			前期末現在		当期 貸付額	当期 回収額	当期末現在	
			件数	金額			件数	金額
割引資	事業	貯払資金						
		販売資金						
		購買資金						
		漁業自営資金						

手形・当座貸越及び短期貸付金	金	その他資金					
		小計					
	資金	漁業経営資金					
		水産加工資金					
		その他資金					
		小計					
	会員貸出計						
	組合員直接貸付						
	員外貸付						
	計						
長期貸付金	事業資金	設備資金					
		その他資金					
		小計					
	資金	漁業設備資金					
		水産加工設備資金					
		その他資金					
		小計					
	会員貸出計						
	組合員直接貸付						
	員外貸付						
計							
合計							

- (注) 1 短期貸付金欄の転貸資金のうち漁業経営資金とは漁業に直接必要な資金を、水産加工資金とは水産加工業者の事業に直接必要な資金を、その他資金とは生活資金、負債整理資金等をいう。
- 2 長期貸付金欄の転貸資金のうち漁業設備資金とは、事業に直接必要な設備資金を、水産加工設備資金とは水産加工業者の事業に直接必要な設備資金を、その他資金とは住宅資金、環境整備資金をいう。
- 3 合計は前表に一致する。

③ 制度融資の種類別増減

種類別	前期末現在		当期 貸付額	当期 回収額	当期末現在	
	件数	金額			件数	金額

漁業近代化資金						
合 計						
備考	漁業近代化資金 原資貸付					

(記載上の注意)

都道府県単独制度融資についても、上表に種類別に記載すること。

(3) 保証業務

種類	前期末現在		当期 保証額	当期 解除額	当期末現在	
	件数	金額			件数	金額
業務代理に伴う債務保証						
株式会社日本政策金融公庫						
一般債務保証						
国						
地方公共団体						
合計						

(4) 商品有価証券等

種類別	前期末現在	当期増加額	当期減少額	当期末現在
商品国債				
商品地方債				
商品政府保証債				
合計				

(記載上の注意)

本表は、国債等の売買業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連については本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

(5) 国債等の売買の媒介等業務実績

	前期取扱実績	当期取扱実績	増減額

国 債			
合 計			

(記載上の注意)

本表は、国債等の売買の媒介等業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連にあっては本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

(6) 国債等の窓口販売業務実績

種類別	窓口販売業務実績			引受実績		
	前期販売実績	当期販売実績	増減額	前期引受実績	当期引受実績	増減額
国 債						
合 計						

(記載上の注意)

本表は、国債等の窓口販売業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連にあっては本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

(7) 代理業務

① 貸付業務

代理する金融機関の名称	前期末現在		当期 貸付額	当期 回収額	当期末現在	
	件数	金額			件数	金額
株式会社日本政策金融公庫						
(うち受託)	()	()	()	()	()	()
(うち代理)	()	()	()	()	()	()
独立行政法人住宅金融支援機構						
年金資金運用基金						
合 計						

② その他代理業務

代理する金融機関の名称	代理する業務種類	前期末現在		当期受入額		当期払出額		当期末現在	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

合 計								

(8) 内国為替業務

種類	仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額
送金				
振込				
代金取立				
合計				

(9) 外国為替業務

通貨別	仕向為替				被仕向為替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
円貨建								
外貨建								
合計								

(記載上の注意)

本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載し、当該業務を行わない信漁連にあっては、本表を削除し、以下番号を繰り上げる。

(10) 両替業務

	前期取扱実績	当期取扱実績
売却額		
購入額		
合計		

第6 キャッシュ・フロー計算書

第 年度 年 月 日から年 月 日まで キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位:千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預け金払出による収入	
貯金払出による支出	
貸出金利息収入	
貯金利息支出	
事業経費支出	
事業分量配当金の支払額	
· · · · ·	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
· · · · ·	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	

.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
その他の引当金・積立金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預け金の純増減	
貯金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
· · · · ·	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
· · · · ·	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。
- 2 法令等に基づき、又は連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 4 現金及び現金同等物の範囲について、記載すること。

第7 剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

第 年度 剰余金処分計算書

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	×××××
2 任意積立金取崩額 ○○積立金取崩額	×××××
3 剰余金処分額 利益準備金	××××
任意積立金 (うち目的積立金)	×××
出資配当金 (普通出資に係る配当金)	×××
(優先出資に係る配当金)	××
事業分量配当金	×××
4 次期繰越剰余金	××

- (注) 1 普通出資金の配当率 %
 優先出資金の配当率 %
 2 事業の利用分量に対する配当金の分配基準及び金額
 3 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等
 4 次期繰越剰余金に含まれる、教育情報資金の額

第 年度 損失金処理計算書

科 目	金 額
1 当期末処理損失金	×××××
2 損失金処理額 任意積立金取崩額	××××
利益準備金取崩額	×××
資本準備金取崩額	×××
回転出資金取崩額	×××
3 次期繰越損失金	××

第8 単体自己資本比率の状況

(単位 : 千円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち非累積的永久優先出資			告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
期限付優先出資	△	△	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの		
回転出資金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
資本準備金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)		
利益準備金			控除項目不算入額	△	△
任意積立金			控除項目 計 (D)		
繰越剰余金			自己資本額 (C-D) (E)		
その他有価証券の評価差損	△	△	リスク・アセット (F)		
当期剰余金			資産 (オン・バランス) 項目		
処分未済持分	△	△	オフ・バランス取引項目		
外部流出予定額	△	△	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
営業権相当額	△	△	自己資本比率 $\frac{E}{F}$	%	%
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(参考) $\frac{A}{F}$	%	%
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
基本的項目 計 (A)					
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
告示第5条第1項第3号に掲げるもの					
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 計 (B)					
自己資本総額 (C = A + B)					

(記載上の注意)

- 1 本表には、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号。本表において「告示」という。)に規定する算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「単体自己資本比率」とは、水産業協同組合法第123条の2第3項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号)第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 出資金のうち払込期日の到来していないものは以下のとおり。

普通出資	千円
優先出資	千円

4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り、税効果調整後の金額を記載するものとする。

5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6 土地再評価差額金について対象資産の期末時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は以下のとおり。
百万円

7 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母の0.625%を限度とする。

8 「告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の係数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。

9 本表において各種「不算入額」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額（グロス）を記載する。

10 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については記入を要しない。

単体自己資本比率(付表1)資産(オ・バランス)項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年月期末)

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	当期末				前期末				
		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		
			資産の額	信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額	資産の額		信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額	
		—	A (=D/B)	B	C	D	A (=D/B)	B	C	D
1 現金	0									
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0									
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0 ~ 100									
4 國際決済銀行等向け	0									
5 我が国の地方公共団体向け	0									
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20 ~ 100									
7 國際開発銀行向け	0 ~ 100									
8 地方公共団体金融機関向け	10 ~ 20									
9 我が国の政府関係機関向け	10 ~ 20									
10 地方三公社向け	20									
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20 ~ 100									
12 法人等向け	20 ~ 100									
13 中小企業等向け及び個人向け	75									
14 搭当権付住宅ローン	35									
15 不動産取得等事業向け	100									
16 三月以上延滞等	50 ~ 150									
17 取立未済手形	20									
18 信用保証協会等による保証付	10									
19 株式会社産業再生機構による保証付	10									
20 出資等	100									
21 上記以外	100									
22 証券化(オリジネーターの場合)	20 ~ 100									
23 証券化(オリジネーター以外の場合)	20 ~ 350									
24 複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—									
合計(信用リスク・アセットの額)	—									

(注) 1 「12 法人等向け」について 100 %のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況 : [] (利用していない = 0、利用している = 1)

2 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法 : [] (用いない = 0、簡便手法 = 1、包括的手法 = 2)

上記において包括的手法 (= 2) を使用する場合のボラティリティ調整率の種類 : []
(標準的ボラティリティ調整率 = 1、自組合推計ボラティリティ調整率 = 2)

3 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法 : []
(エクスポート・変動額推計モデルを用いない場合 = 0、用いる場合 = 1)

(記載上の注意)

1 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3 「資産の額」については、その他有価証券の評価差益相当額(グロス)を貸借対照表計上額から控除した金額を記載する。

4 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。(保証人等の項目としては記載しない。)

5 ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェ

- イト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 6 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）
- 7 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 8 「12 法人等向け」には、「12 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポートージャーを重複して記載しない。
- 9 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを 75%としたエクスポートージャーのみを記載する。
- 10 「16 三月以上延滞等」には、3 月以上延滞した者に係るエクスポートージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが 150 %となるエクスポートージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポートージャーは他の項目に重複して記載しない。
- 11 「18 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポートージャーとする。
- 12 「21 上記以外」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号）において「右記以外のエクスポートージャー」としてリスク・ウェイトを 100 %と定めているエクスポートージャーを記載する。
- 13 「24 複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポートージャーは、他の項目に重複して記載しない。
- 14 平成 19 年 3 月 31 日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

単体自己資本比率(付表2)オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年 月 期末)

(単位:千円)

項 目	掛 目 (%)	当 期 末		前 期 末	
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット	簿価又は想定元本額
1 任意の時期に無条件で取り消し可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0				
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20				
3 短期の貿易関連偶発債務	20				
4 特定の取引に係る偶発債務	50				
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50				
5 N I F 又は R U F	50 75				
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50				
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100				
(うち借入金の保証)	100				
(うち有価証券の保証)	100				
(うち手形引受)	100				
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100				
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100				
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—				
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100				
控除額(▲)	—				
9 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100				
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100				
11 派生商品取引	—				
(1) 外為関連取引	—				
(2) 金利関連取引	—				
(3) 金関連取引	—				
(4) 株式関連取引	—				
(5) 貴金属(金を除く。)関連取引	—				
(6) その他モデラティイ関連取引	—				

(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティ・リスク）	—					
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）	—					
12 長期決済期間取引	—					
13 未決済取引	—					
14 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	0 ~ 100					
15 上記以外のオーバーバランスの証券化エクspoージャー	100					
合 計						

(注) 1 「11」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクスポージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクスポージャー方式 = 3)

2 「12」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクspoージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクspoージャー方式 = 3)

(記載上の注意)

1 「4」及び「7」の内書中の「経過措置」とは、告示（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号））附則第 8 条を適用し、元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出に旧告示を用いる場合を指す。

2 「8」内書き「控除額（△）」には、告示第 49 条第 2 項注に定める「当該下回る額」を 4 %で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産（オーバーバランス）項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3 平成 19 年 3 月 31 日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

単体自己資本比率(付表 3)オペレーションナル・リスク相当額内訳表

(年 月 期末)

(単位 : 千円)

当期末	掛 目 オペレーションナル・リスク相当額	直近 1 年間 (T)		左記の前 1 年間 (T-1)		左記の前 1 年間 (T-2)	
		粗利益 (掛目前) A	粗利益 (掛目後) A'	粗利益 (掛目前) B	粗利益 (掛目後) B'	粗利益 (掛目前) C	粗利益 (掛目後) C'
	15 %						

(注) 1 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する。（零を記載又は記載省略はしない。）

2 オペレーションナル・リスク相当額は、「粗利益（掛目後）」の直近 3 年間の平均値である。なお、「粗利益（掛け目後）」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益（掛け目後）」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

[附表]

業務報告書添付書類

1. 財務基準実績対照表

年 月 日

条件	基 準 事 項	実 績	対 比
自己資本基準（施行令十九条）	1. 自己資本	出資金 期限付優先出資 回転出資金 資本準備金 利益準備金 任意積立金 繰越剩余金 当期剩余金 处分未済持分 外部流出予定額 その他有価証券の評価差損 営業権相当額 企業結合により計上される無形固定資産 証券化取引により増加した自己資本に相当する額	_____ △ _____ _____ _____ _____ _____ _____ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △
	(1) (計)		
	2. 固定資産	有形固定資産 無形固定資産 外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資 うちその他有価証券評価差益 (市場価格のある外部出資に係るもの)	_____ _____ _____ △ △
	(2) (計)		
	3. 固定資産取得借入金	(3) 固定資産取得借入金	_____
	4. リース債務	(4) リース債務	_____
	5. 再評価差額	再評価差額	_____
	[基 準]	[実 績]	
	1 2 - (3 + 4 + 5)	(① ② ③ ④) (-) - (- (+ +))	
払戻（準備施設行金令基第準二十	1. 賐金及び定期積金	① 賴金及び定期積金	
	2. 払戻準備額	預け金 コール・ローン	
		(2) (計)	
	[基 準]	[実 績]	

一 条 (一)	2 $1 \times 20 / 100$	⁽²⁾ () - () $\times 20 / 100$ ⁽¹⁾	
余 裕 金 運 要 基 準 （ 施 行 令 第 二 十 二 条 ）	1. 農林中央金庫への預け金 2. 銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金 3. 金銭の信託 4. 国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券の取得 5. 特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券の取得 6. 株式の取得 7. 金銭債権の取得 8. 賢金・定期積金	①農林中央金庫への預け金 ②銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金 ③金銭の信託 ④国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券 特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券 株式 金銭債権 賢金・定期積金	
	[基 準] $8 \times 15 / 100$ $3 + 5 + 6 + 7$	[実 績] ⁽³⁾ () $\times 15 / 100 - (+ + +)$	

(記載上の注意)

- 1 「その他有価証券の評価差損」は、算出した金額が負の値である場合に限り記載するものとする。
- 2 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額（同法第8条の規定により再評価差額金が取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額）に相当する金額とする。
- 3 謙渡性貯金は貯金に、謙渡性預け金は預け金に含めて計算すること。
- 4 余裕金運用基準実績欄の④国債等有価証券の額には、貸付有価証券の額〇〇千円が含まれている。

参考1. 株式の保有基準

(単位：千円)

金銭の信託のうち株式運用額 (A)		貯金及び定期積金 (C)	
株式 (B)		株式保有率 $((A) + (B)) / (C)$	%

(注) 貯金及び定期積金 (C) 欄には、直近6ヶ月の平均残高を記載すること。

参考2. 余裕金運用の概要

(単位：千円)

国債 (ア)	銀行預け金 (キ)	
地方債 (イ)	余裕金系統外運用計 (ク) (ア)+(イ)+(ウ)+(エ) +(オ)+(カ)+(キ)=(ク)	
政府保証債 (ウ)		
金融債 (エ)	現金 (ケ)	
貸付有価証券 (オ)	系統金融機関預け金 (コ)	
その他の有価証券 (カ)	余裕金系統預け率 (コ) / ((ク)+(ケ)+(コ)) × 100 %	%

参考3. 有価証券等運用状況

種類	年度末残高 (A)	買現先残高 (B)	取得発注後受渡未残高 (C)	売現先契約残高 (D)	買地契約残高 (E)	売地契約残高 (F)	計 (A - B + C + D + E - F)	構成比	評価損益
国債証券									
地方債証券									
政府保証債券									
金融債券									
特殊法人債券									
社債(うち金融機関発行分)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
短期社債									
貸付信託受益証券									
証券投資信託受益証券									
外国証券									

株 式								
貸付有価証券								
有価証券計								
金銭債権								
金銭の信託								
有価証券等合計								

2. 内 部 留 保 状 況
年 度

(単位:千円)

科 目		所 定 限 度 額	繰 入 又 は 積 立 額	戻 入 又 は 取 崩 額	差 引 内 部 留 保 額	翌 年 度 繰 越 額
内 部 損 費 処 分 留 保 額	一般貸倒引当金					
	退職給付引当金					
	賞与引当金					
	減価償却					
	貸出金償却					
	国債等債券償却					
	株式等償却					
	計					
保 額 利 益 処 分 留 保 額	資本準備金					
	利益準備金					
	任意積立金 (うち・・・積立金)			()	()	()
	繰越剩余额					
	回転出資金					
	計					
合 計					(A)	
当期剩余额	損益処分留保額	合 計		内部留保率 (A) / (B)	%	
		(B)		前年度内部留保率	%	

(記載上の注意)

- 1 所定限度額欄には、法令、定款に基づき所定限度があるものについて、その限度額を記載すること。
- 2 繰越剩余额の繰入又は積立額には、翌年度繰越剩余额(損失金)、戻入又は取崩額欄には、前年度繰越剩余额(損失金)を記載すること。
- 3 教育情報資金は、利益処分による内部留保額に含めない。
- 4 比率の端数は切り捨てして、小数点以下第2位まで記載すること。
- 5 該当しない科目は削除すること。

3. 事業收支率 年 度

(单位：千円)

	当年度	前年度		当年度	前年度
資金調達費用			資金運用収益		
役務取引等費用			役務取引等収益		
その他事業費用			その他事業収益		
事業管理費					
事業費用合計(B)			事業収益合計(A)		
事業益(A)-(B)			事業収支率(B)／(A)	%	%

(記載上の注意)

比率の端数は切り捨てして、小数点以下第2位まで記載すること。

4. 貸倒引当金の状況

(単位：千円)

	前期末残高	取崩額	繰入額	当期純繰入額	当期末現在
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

- 1 期中ににおいて一般・個別貸倒引当金の取崩しを行った場合にはその額について注記すること。
2 当期純繰入額が、戻入となる場合には△表示すること。
3 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額については、欄外に次のとおり記載すること。

「一般貸倒引当金」取崩額	無税	千円
	有税	千円

「個別貸倒引当金」(1)目的取崩額 無税 千円 (2)目的外取崩額 無税 千円
 有税 千円 有税 千円

(注) 目的取崩額とは、直接償却した場合の取崩額をいい、目的外取崩額とは、い替えによる取崩額をいう。

5. 事務所の概要

名 称	登記の有無	職員数	開設年月日	貯 金	貸 出 金	備 考
				千円	千円	

連結業務報告書等様式（信漁連）

参考様式 5-6

連 結 業 務 報 告 書

第 年度

年 月 日から
年 月 日まで

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名

所在地

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書
- 4 連結注記表
- 5 連結キャッシュ・フロー計算書
- 6 連結剰余金計算書
- 7 連結自己資本比率の状況

(記載上の注意)

- 1 連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 2 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
- 3 連結業務報告書の各様式に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第1 事業概況書

第 年度 年 月 日から
年 月 日まで 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第58条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 子会社は法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第2項に規定する子会社を、子法人等は水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「規則」という。）第206条第1号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は規則第206条第2号に規定する関連法人等をいう。

2 子会社等に該当するものは、全て記載すること。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

2 連結貸借対照表

(年 月 日現在)

(単位 : 千円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金・預け金		貯金	
買現先勘定		譲渡性貯金	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		売渡手形	
金銭の信託		借用金	
商品有価証券		外国為替	
有価証券		代理業務勘定	
貸出金		その他負債	
外国為替		諸引当金	
その他資産		退職給付引当金	
固定資産		その他の引当金	
有形固定資産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
外部出資		連結調整勘定	
繰延税金資産	△	債務保証	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
連結調整勘定		(純資産の部)	
債務保証見返		会員資本	
貸倒引当金		出資金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		処分未済持分	△
		子会社の出資する親連合	
		会出資金	△
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		少数株主持分	
		純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 連結損益計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益	× × × ×
資金運用収益	× × ×
貸出金利息	× × ×
預け金利息	× × ×
買現先利息	× × ×
買入手形利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
その他の受入利息	× × ×
役務取引等収益	× × ×
その他事業収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × × ×
資金調達費用	× × ×
貯金利息	× × ×
譲渡性貯金利息	× × ×
売現先利息	× × ×
売渡手形利息	× × ×
借用金利息	× × ×
その他の支払利息	× × ×
役務取引等費用	× × ×
その他事業費用	× × ×
事業管理費	× × ×
その他経常費用	× × ×
貸倒引当金繰入	× × ×
その他の事業費用	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × × ×
特別利益	× × × ×
固定資産処分益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
その他の特別利益	× × ×
特別損失	× × × ×
固定資産処分損	× × ×
減損損失	× × ×
その他の特別損失	× × ×
税引前当期剰余 (又は税引前当期損失)	× × × ×
法人税、住民税及び事業税	× × × ×
法人税等調整額	× × × ×
少数株主利益 (又は少数株主損失)	× × × ×
連結調整勘定償却額	× × × ×
持分法による投資損益	× × × ×
当期純利益 (又は当期純損失)	× × × ×

(記載上の注意)

- 1 「他の特別利益」及び「他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 2 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 連結注記表

(記載上の注意)

以下の項目に付き、注記事項の欄に規則第5章第3節第5款に規定する事項について記載すること。また、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その際の概要についても記載すること。ただし、その際が軽微であるときは、この限りでない。

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	

5 連結キャッシュ・フロー計算書

第 年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預け金払出による収入	
貯金払出による支出	
貸出金利息収入	
貯金利息支出	
事業経費支出	
事業分量配当金の支払額	
· · · · ·	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
· · · · ·	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	

回転出資金の受入による収入	
・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
その他の引当金・積立金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預け金の純増減	
貯金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・	
小 計	
法人税等の支払額	

事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
· · · · ·	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
· · · · ·	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 3 現金及び現金同等物の範囲について、記載すること。

6 連結剰余金計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	× × × × × ×
2 資本剰余金増加高	× × × × × ×
・ 　・ 　・	× × × × ×
3 資本剰余金減少高	× × × × × ×
・ 　・ 　・	× × × × ×
4 資本剰余金期末残高	× × × × × ×
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	× × × × × ×
2 利益剰余金増加高	× × × × × ×
当期剰余金	× × × × ×
・ 　・ 　・	× × × × ×
3 利益剰余金減少額	× × × × × ×
配当金	× × × × ×
・ 　・ 　・	× × × × ×
4 利益剰余金期末残高	× × × × × ×

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち非累積的永久優先出資					
期限付優先出資	△	△	告示第13条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
資本剰余金			告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの		
利益剰余金					
連結子会社の少数株主持分					
処分未済持分	△	△	告示第14条第1項第2号に掲げる資本調達手段		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権					
営業権相当額	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクリジット・デリバティブの免責額にかかる控除額		
のれん相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
連結調整勘定相当額	△	△			
基本的項目 計 (A)					
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポート・ジャーニー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（第223条を準用する場合含む。）		
一般貸倒引当金			控除項目不算入額	△	△
負債性資本調達手段等			控除項目 計 (D)		
告示第13条第1項第3号に掲げるもの			自己資本額(C - D) (E)		
告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの			リスク・アセット (F)		
補完的項目不算入額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
補完的項目 計 (B)			オフ・バランス取引等項目		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
自己資本総額 (C = A + B)			自己資本比率 $\frac{E}{F}$	%	%
(記載上の注意)			(参考) $\frac{A}{F}$	%	%

1 本表には、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融

府・農林水産省告示第3号。本表において「告示」という。)に規定する算式に基づき算出した数値を記載すること。

2 「連結自己資本比率」とは、水産業協同組合法第123条の2第3項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号)第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。

3 出資金のうち払込期日の到来していないものは以下のとおり。

普通出資 千円

優先出資 千円

4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り、税効果調整後の金額を記載するものとする。

5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6 土地再評価差額金について対象資産の期末時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は以下のとおり。

百万円

7 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母の0.625%を限度とする。

8 「告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の係数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。

9 本表において各種「不算入額」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載する。

10 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については記入を要しない。

決算速報様式（信漁連）
参考様式 5-7

○ 年 度 決 算 速 報

信用漁業協同組合連合会 印

1. 残高試算表	· · · · ·
2. 比較貸借対照表	· · · · ·
3. 貯金及び貸出金の明細	· · · · ·
(1) 預り先別貯金残高	· · · · ·
(2) 貸出先別貸出金残高	· · · · ·
(3) 員外貸出金比率（平均残高）	· · · · ·
4. 有価証券の明細	· · · · ·
5. 比較損益計算書	· · · · ·
6. 事業管理費の明細	· · · · ·
7. 剰余金処分案	· · · · ·
8. 内部留保状況	· · · · ·
9. 貯金利率及び貸出金利率	· · · · ·
10. 資金効率	· · · · ·
11. 引当金等の算出基礎	· · · · ·
(1) 貸倒引当金	· · · · ·
(2) 退職給付引当金	· · · · ·
(3) 諸償却	· · · · ·
(4) 資産査定結果	· · · · ·
12. 証券先物取引及びオプション取引にかかる損益の内訳	· · · · ·
13. 商品有価証券業務の状況	· · · · ·
14. 国債等の窓口販売業務実績	· · · · ·
15. 外国為替業務の状況	· · · · ·
16. 両替の実績	· · · · ·
17. 大口信用供与等の状況	· · · · ·
18. 単体自己資本比率の状況	· · · · ·

1. 残高試算表
年月日現在

信漁連

(単位:千円)

(1)

資産	金額	負債及び純資産	金額
現金		貯	
預け金		当座貯金	
系統当座預け金		普通貯金	
系統普通預け金		貯蓄貯金	
系統通知預け金		通知貯金	
系統別段預け金		別段貯金	
系統定期預け金		定期貯金	
系統外預け金		(うち自由金利定期貯金)	
譲渡性預け金		定期積金	
買現先勘定		売現先勘定	
買入手形		譲渡性貯金	
買入金銭債権		売渡手形	
金銭の信託		借用金	
商品有価証券		手形借入金	
有価証券		証書借入金	
国債		当座貸越	
地方債		再割引手形	
政府保証債		代理業務勘定	
金融債		農林中央金庫	
社債		株式会社日本政策金融公庫	
短期社債		住宅金融支援機構	
外国証券		年金積立金運用管理	
株式		外国為替	
受益証券		外国他店預り	
貸出金		外国他店借	
手形貸付		売渡外国為替	
証書貸付		支払外国為替	
当座貸越		その他の負債	
金融機関貸付		貸付留保金	
割引手形		未払法人税等	
外国為替		従業員預り金	
外国他店預け		未決済為替借	
外国他店貸		未払費用	
買入外国為替		前受収益	
取立外国為替		金融派生商品	
その他の資産		リース債務	
未決済為替貸		その他の負債	
前払費用		諸引当金	
未収収益		賞与引当金	
金融派生商品		退職給付引当金	
その他の資産		繰延税金負債	
固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
有形固定資産 (うちリース資産)		債務保証	
無形固定資産 (うちリース資産)		負債計	
外部出資		純資産勘定	
系統出資		出資金	
系統外出資		回転出資金	
子会社等出資		資本準備金	
繰延税金資産		再評価積立金	
再評価に係る繰延税金資産		利益剰余金	
債務保証見返		利益準備金	
貸倒引当金	△	その他利益剰余金	
		当期未処分剰余金 (当期未処理損失金)	
		処分未済持分	△
		会員資本合計	
		その他有価証券評価差額金	

		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
合 計		合 計	

(脚注) (1) 固定資産償却累計額
(2) 受託貸付金

株式会社日本政策金融公庫	千円
(うち国民一般向け業務)	千円
(うち農林水産業者向け業務)	千円
(うち中小企業者向け業務)	千円
独立行政法人住宅金融支援機構	千円
年金積立金運用管理独立行政法人	千円
計	千円

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

(2)		(単位:千円)			
損失	金額	収益	金額		
貯金利息		貸出金利息			
譲渡性貯金利息		預け金利息			
借用金利息		有価証券利息配当金			
売現先利息		買現先利息			
売渡手形利息		買入手形利息			
金利スワップ支払利息		金利スワップ受入利息			
支払雑利息		受入雑利息			
支払奨励金		受取奨励金			
外国為替支払利息		受取特別配当金			
内国為替支払手数料		外国為替受入利息			
外国為替支払手数料		内国為替受入手数料			
その他支払手数料		外国為替受入手数料			
その他の役務取引等費用		その他受入手数料			
融資保険料		その他の役務取引等収益			
支払助成金		受取出資配当金			
外国為替売買損		受取助成金			
外国通貨売却損		外国為替売買益			
商品有価証券売買損		外国通貨売却益			
国債等債券売却損		商品有価証券売買益			
国債等債券償還損		国債等債券売却益			
国債等債券償却		国債等債券償還益			
国債等債券評価損		国債等債券評価修正益			
金融派生商品費用		金融派生商品収益			
有価証券借入料		有価証券貸付料			
貸倒引当金繰入額		株式等売却益			
事業推進費		株式等評価修正益			
債権管理費		金銭の信託運用益			
事業管理費		賃貸料			
貸出金償却		雜収入			
株式等売却損		繰入教育情報資金			
株式等償却		貸倒引当金れい入			
株式等評価損		固定資産処分益			
金銭の信託運用損		償却債権取立益			
退職給付金					
雜損失					
固定資産処分損					
減損損失					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
計					
当期剰余金		合計			
合計					

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

2. 比較貸借対照表

信漁連
(単位:千円)

科 目	期 末 残 高				平 均 残 高			
	当 期	前 期	対前期増▲減		当 期	当 期	対前期増▲減	
資 産			金 額	比 率			金 額	比 率
現 金			%				%	
預 け 金								
系 統 預 け 金								
系 統 外 預 け 金								
譲 渡 性 預 け 金								
買 現 先 勘 定								
買 入 手 形								
買 入 金 錢 債 権								
金 錢 の 信 託								
商 品 有 価 証 券								
有 価 証 券								
貸 出 金								
手 形 貸 付								
証 書 貸 付								
当 座 貸 越								
金 融 機 関 貸 付								
割 引 手 形								
負 債 及 び 純 資 産	そ の 他 資 産							
	固 定 資 産							
	外 部 出 資							
	繰 延 税 金 資 産							
	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産							
	債 務 保 証 見 返							
	貸 倒 引 当 金 (△)							
	合 計							
	貯 金							
	要 求 払 貯 金							

3. 貯金及び貸出金の明細

信漁連
(単位:千円)

(1) 預り先別貯金残高

預 り 先	当 期	前 期	対前期増▲減		当 年 度 平 均 残 高
			金 額	比 率	
会 協	漁 信 用 事 業 実 施 漁 協				
	そ の 他 漁 協				
	小 計				
員	漁 連				
	そ の 他 会 員				
	会 員 の 組 合 員				
員 外	准 会 員				
	小 計				
	地 方 公 共 団 体				
	金 融 機 関				
	そ の 他				
	小 計				
	合 計				

(2) 貸出先別貸出金残高

(単位：千円)

貸 出 先		当 期		前 期		対前期増▲減	当 年 度 平均残高
		件 数	金 額	件 数	金 額		
貸 員	会	信 用 事 業 実 施 渔 協				%	
	そ の 他 渔 協						
	漁 連						
	そ の 他 会 員						
	会 員 の 組 合 員						
	准 会 員						
	小 計						
貸 金	員	地 方 公 共 团 体					
	外	過半出資非営利法人					
		産業基盤整備関連法人					
		生活環境整備関連法人					
		金 融 機 関					
		そ の 他					
		小 計					
計							
割 引 手 形	会	信 用 事 業 実 施 渔 协					
	そ の 他 渔 協						
	漁 連						
	そ の 他 会 員						
	会 員 の 組 合 員						
	准 会 員						
	小 計						
員 外							
計							

(注) 過半出資非営利法人の欄には、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 87 条第 11 項第 2 号又は第 97 条第 9 項第 2 号に定める法人に対する貸付を、産業基盤整備関連法人の欄には、水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める資金の貸付を、生活環境整備関連法人の欄には、同項第 2 号に定める資金の貸付をそれぞれ記入すること。

(3) 員外貸出金比率（平均残高）

(単位：千円)

項 目	当期平均残高	前期平均残高	対前期平均残高増▲減	
			金 額	比 率
会 員 貸 出 金 (A)				%
員	地方公共団体・過半出資非営利法人			
	金 融 機 関 貸 付			
	そ の 他 (B)			
員外貸出金比率 (B) / (A)				

4. 有価証券の明細

(1) 残高

信漁連
(単位:千円)

区分	期末残高				平均残高			
	当期	前期	対前期増▲減		当期	前期	対前期増▲減	
	金額	比率			金額	比率		
国債								
地方債								
政府保証債								
金融債								
特殊法人債								
社債								
短期社債								
外国証券								
株式								
受益証券								
貸付有価証券								
有価証券計								

(2) 評価損益

(単位:千円)

区分	帳簿価額	償却原価	時価	評価差額	評価損益
売買目的有価証券	国債				
	地方債				
	政府保証債				
	金融債				
	特殊法人債				
	社債				
	短期社債				
	外国証券				
	株式				
	受益証券				
満期保有債券	貸付有価証券				
	小計				
	国債				
	地方債				
	政府保証債				
	金融債				
	特殊法人債				
	社債				
	短期社債				
	外国証券				
その他有価証券	貸付有価証券				
	小計				
	国債				
	地方債				
	政府保証債				
	金融債				
	特殊法人債				
	社債				
	短期社債				
	外国証券				
株式					
受益証券					
貸付有価証券					
小計					
有価証券合計					

- (注) 1. 「帳簿価額」には期末において帳簿上に記載している価額（償却原価による場合には加減する前の価額）を記載する。
 2. 「償却原価」には償却原価法により取得価額に加減した後の価額を記載する。
 3. 「時価」には期末において貸借対照表上に記載した時価を記載することとし、減損処理による時価（実質価額を含む。）を含むものとする。
 4. 「評価差額」には上記「時価」と「帳簿価額」又は「償却原価」との差額を記載する。
 5. 「評価損益」には評価差額のうち当期の損益として処理した額を記載する。
 6. 「時価評価を行わない有価証券」、「市場価格のない有価証券」、「合理的に算定できる価格のない有価証券」の時価、評価差額、評価差損については、「-」を記載する。

5. 比較損益計算書

信漁連

(単位:千円)

科 目	損失の部				科 目	収益の部			
	当期	前期	対前期増減 金額	比率%		当期	前期	対前期増減 金額	比率%
経常費用					経常収益				
事業費用					事業収益				
(うち金銭の信託見合費用)	()	()	()	()	貸出金利息				
貯金利息					(うち金融機関貸付)	()	()	()	
譲渡性貯金利息					(うち割引料)	()	()	()	
借用金利息					預け金利息				
売現先利息					有価証券利息配当金				
売渡手形利息					買現先利息				
金利スワップ支払利息					買入手形利息				
外国為替支払利息					金利スワップ受入利息				
支払雑利息					外国為替受入利息				
支払奨励金					受入雑利息				
内国為替支払手数料					受取奨励金				
外国為替支払手数料					受取特別配当金				
その他支払手数料					内国為替受入手数料				
その他の役務取引等費用					外国為替受入手数料				
融資保険料					その他受入手数料				
支払助成金					その他の役務取引等収益				
外国為替売買損					受取出資配当金				
外国通貨売却損					受取助成金				
商品有価証券売買損					外国為替売買益				
国債等債券売却損					外国通貨売却益				
国債等債券償還損					商品有価証券売買益				
国債等債券償却					国債等債券売却益				
国債等債券評価損					国債等債券償還益				
金融派生商品費用					金融派生商品収益				
有価証券借入料					国債等債券評価修正益				
事業推進費					有価証券貸付料				
債権管理費									
事業管理費									
臨時費用					臨時収益				
貸倒引当金繰入額					株式等売却益				
貸出金償却					株式等評価修正益				
株式等売却損					金銭の信託運用益				
株式等償却					賃貸料				
株式等評価損					雜収入				
金銭の信託運用損					繰入教育情報資金				
退職給付金									
雑損失									
特別損失					特別利益				
固定資産処分損					固定資産処分益				
減損損失					貸倒引当金戻入益				
その他の特別損失					償却債権取立益				
					その他の特別利益				
費用計									
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	()	()	()	()					
法人税、住民税及び事業税									
法人税等調整額									
当期剰余金 (又は当期損失金)									
合計					合計				

(注) 1. 「雑損失」には、睡眠貯金を利益金処理した後に損失金処理した金額○○百万円を含む。

2. 「雑収入」には、睡眠貯金を利益金処理した金額○○百万円を含む。

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

6. 事業管理費の明細

信漁連
(単位:千円)

科 目	内 訳 科 目	当 期	前 期	対前年増▲減
人 件 費	役 員 報 酬			
	給 料 手 当			
	福 利 厚 生 費			
	退 職 給 付 費 用			
	小 計			
旅費交通費	旅 費 交 通 費			
業 務 費	会 議 費			
	接 待 交 際 費			
	宣 伝 広 告 費			
	運 送 費			
	通 信 費			
	印 刷 ・ 消 耗 品 費			
	図 書 ・ 研 修 費			
	教 育 情 報 費			
	事 務 委 託 費			
	小 計			
	支 払 賦 課 金			
	分 担 金			
負 担 金	寄 付 金			
	小 計			
	修 繕 費			
施 設 費	保 險 料			
	水 道 光 熱 費			
	会 館 管 理 費			
	賃 借 料			
	消 耗 備 品 費			
	減 價 償 却 費			
	小 計			
貯金保険料	貯 金 保 険 料			
雜 費	雜 費			
税 金	税 金			
合 計				

(参 考)

科 目	内 訳 科 目	当 期	前 期	対前年増▲減
法人税、住民税 及び事業税	法 人 税 住 民 税 事 業 税 源 泉 利 子 税			
合 計				

7. 剰余金処分案

信漁連
(単位:千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増▲減	備 考
当 期 未 処 分 剰 余 金				
・・・ 積 立 金 取 崩 額				
計				
利 益 準 備 金				
任 意 積 立 金 (うち・・・積立金)	()	()	()	()
小 計				
出 資 配 当 金				
事 業 利 用 分 量 配 当 金				
小 計 (A)				
次 期 繰 越 剰 余 金				
計 (B)				
(A) / (B)				

(注) 次期繰越剰余金に含まれる、教育情報資金の額は、〇〇〇円である。

(注)

		当期	前期
出資に対する配当率			
事業利用分量配当金	貯金配当金		
	貸出金配当金		
	分配基準		

8. 内部留保状況

信漁連
(単位:千円)

科目		所定期限額	繰入又は積立額	戻入又は取崩額	差引内部留保額	翌年度繰越額
内 部 留 保 額	一般貸倒引当金					
	退職給付引当金					
	減価償却					
	貸出金償却					
	国債等債券償却					
	株式等償却					
	計					
	資本準備金					
	利益準備金					
	任意積立金 (うち・・・積立金)		()	()	()	()
利 益 処 分 留 保 額	繰越剩余金					
	回転出资金					
	計					
	合計				(A)	
	当期剩余金	損費処分留保額	合計	内部留保率(A)/(B)		
			(B)		%	

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

9. 貯金利率及び貸出金利率

信漁連

(1) 約定利率(年度末現在)

(単位:千円)

期間	区分 種類別	会員		員外
		信用事業実施漁協	その他の	
		約定期率	約定期率	
当 期	当座貯金	年利 %	年利 %	年利 %
	普通貯金			
	貯蓄貯金			
	通知貯金			
	別段貯金			
	3ヶ月定期			
	6ヶ月定期			
	1年定期			
	2年定期			
	3年定期			
前 期	当座貯金			
	普通貯金			
	貯蓄貯金			
	通知貯金			
	別段貯金			
	3ヶ月定期			
	6ヶ月定期			
	1年定期			
	2年定期			
	3年定期			

(2) 普通貸出金利率(年度末現在)

(単位:千円)

期 間	種類別	条件別	会員		員外	
			信 用 事 業	そ の 他	約定利率	備考
			実 施 漁 協			
当 期	貯金担保 貸付	3ヶ月定期	年利 %		年利 %	
		6ヶ月定期				
		1年定期				
		2年定期				
		3年定期				
	手形貸付	保証				
		担保				
		基金協会保証				
	証書貸付	保証				
		担保				
		基金協会保証				
前 期	貯金担保 貸付	当座貸越				
		手形割引				
		3ヶ月定期				
		6ヶ月定期				
		1年定期				
	手形貸付	2年定期				
		3年定期				
		保証				
	証書貸付	担保				
		基金協会保証				
		保証				
		担保				
		基金協会保証				
	当座貸越					
	手形割引					

(注) 1. 条件別の欄の「担保」については、担保種類別を備考欄に記入すること。

2. 基金協会の保証には、漁業信用基金協会等の保証を附した貸付の利率を記入すること。

10. 資金効率
年度

信漁連
(単位:千円)

区分	当期	前期
A 貸出金利回	$\frac{\text{貸出金利息 } a_2()}{\text{貸出金平均残高 } a_1()} \times 100$	% %
(うち一般貸出金利回)	$\frac{\text{一般貸出金利息()} + \text{住宅金融会社貸付利息()}}{\text{一般貸出金平均残高()} + \text{住宅金融会社貸付平均残高()}} \times 100$	
(うち金融機関貸付利回)	$\frac{\text{コール・ローン利息()} + \text{手形割引市場貸付利息()} + \text{その他金融機関貸付利息()}}{\text{コール・ローン平均残高()} + \text{手形割引市場貸付平均残高()} + \text{その他金融機関貸付平均残高()}} \times 100$	
A' 実質貸出金利回	$\frac{\text{貸出金利息()} - \text{支払奨励金()} = a_3()}{a_1()} \times 100$	
B 預け金利回	$\frac{\text{預け金利息()} + \text{受取奨励金()} + \text{受取特別配当金()} = b_2()}{\text{預け金平均残高 } b_1()} \times 100$	
(うち系統預け金利回)	$\frac{\text{系統預け金利息()} + \text{受取奨励金()} + \text{受取特別配当金()}}{\text{系統預け金平均残高()}} \times 100$	
(うち系統外預け金利回)	$\frac{\text{系統外預け金利息()}}{\text{系統外預け金平均残高()}} \times 100$	
C 買入金銭債権利回	$\frac{\text{買入金銭債権利息 } c_2()}{\text{買入金銭債権平均残高 } c_1()} \times 100$	
D 金銭の信託利回	$\frac{\text{金銭の信託運用益 } d_2()}{\text{金銭の信託平均残高 } d_1()} \times 100$	
D' 実質金銭の信託利回	$\frac{d_2() - \text{金銭の信託運用損()} = d_3()}{d_1()} \times 100$	
E 有価証券利回	$\frac{\text{有価証券利息配当金 } e_2()}{\text{有価証券平均残高 } e_1()} \times 100$	
E' 実質有価証券利回	$\frac{e_2() + (\text{国債等債券売却益()} + \text{同償還益()} + \text{株式等売却益()}) - (\text{国債等債券売却損()} - \text{同償還損()} - \text{同償却()} - \text{株式等売却損()})}{e_1()} \times 100$	
F 運用勘定利回	$\frac{a_2() + b_2() + c_2() + d_2() + e_2()}{a_1() + b_1() + c_1() + d_1() + e_1()} \times 100$	
F' 実質運用勘定利回	$\frac{a_3() + b_2() + c_2() + d_3() + e_3()}{a_1() + b_1() + c_1() + d_1() + e_1()} \times 100$	
G 貯金平均利率	$\frac{\text{貯金利息 } g_2()}{\text{貯金平均残高 } g_1()} \times 100$	
G' 奨励金率	$\frac{\text{支払貯金奨励金 } g_3()}{g_1()} \times 100$	
G'' 実質貯金平均利率	$G + G'$	
H 貯金経費率	$\frac{\text{人件費()} + \text{物件費()} + \text{税金()} = h_2()}{g_1()} \times 100$	
(うち人件費率)	$\frac{\text{人件費()}}{g_1()} \times 100$	
(うち物件費率)	$\frac{\text{物件費()}}{g_1()} \times 100$	
(うち税金率)	$\frac{\text{税金()}}{g_1()} \times 100$	
I 貯金原価率	$G'' + H$	

J 借用金平均利率	$\frac{\text{借入金利息 J } 2 ()}{\text{借入金平均残高 J } 1 ()} \times 100$		
K 貯金借用金原価率	$\frac{g }{g } 2 () + g 3 () + h 2 () + j 2 () = k 2 () \times 100$ $g 1 () + j 1 () = k 1 ()$		
L 運用資金利鞘	F - K		
L' 実質運用資金利鞘	F' - K		
M 総資金運用利回	$\frac{\text{総収入()} - \text{引当金戻入()}}{\text{資本・負債合計平均残高()} - \{ \text{現金平均残高()} + \text{無利息預け金平均残高()} + \text{固定資産平均残高()} \}} \times 100$ $m 2 ()$		
N 総資金原価率	$\frac{\text{総支出()} - \text{諸償却・引当金繰入()}}{m 2 ()} \times 100$		
O 総資金利鞘	M - N		
P 常勤役員1人当たり貯金量	$\frac{\text{貯金平均残高()}}{\text{常勤役職員数(人)}}$	千円	千円
Q 常勤役員1人当たり貸出量	$\frac{\text{貸出平均残高()}}{\text{常勤役職員数(人)}}$	千円	千円
R 事業収支率	$\frac{\text{事業費用 r } 2 ()}{\text{事業収益 r } 1 ()} \times 100$		

- (注) 1. その他金融機関貸付は、住宅金融会社を除いて計算するものとする。
 2. 讓渡性貯金及び譲渡預け金は、それぞれ貯金及び預け金に含めて計算するものとする。
 3. 預け金利息及び系統外預け金には、外貨預金に係る為替差損を加減する。

(参考)

区分	当期	前期
S 修正資金運用利回	$\frac{a }{a } 2 () + b 2 () + c 2 () + e 2 () = s 2 () \times 100$ $a 1 () + b 1 () + c 1 () + e 1 () = s 1 ()$	% %
T 修正資金調達原価率	$\frac{k 2 () - \text{金銭の信託運用見合費用()}}{k 1 () - d 1 ()} = t 1 () \times 100$ $t 2 ()$	
U 修正総資金利鞘	S - T	
V 事業収益率	$\frac{r 1 ()}{s 1 ()} \times 100$	
W 事業費用率	$\frac{r 2 ()}{t 2 ()} \times 100$	
X 事業純益率	V - W	
Y 事業粗利益率	$\frac{\text{事業粗利益}}{s 1 ()} \times 100$	

- (注) 1. 金銭の信託運用見合費用=金銭の信託平均残高×貯金借用金原価率
 2. 事業粗利益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)+貸倒引当金繰入額+事業管理費+事業推進費+債権管理費

11. 引当金等の算出基礎

信漁連

(単位:千円)

(1) 貸倒引当金

貸付金その他これに準ずる債権の額					(A)
区分	繰入額	戻入額	純繰入額 (戻△)	残高	
				金額	(A)に対する千分比
一般 貸倒引当金	無税				
	有税				
計					
個別 貸倒引当金	無税				
	有税				
計					
合計					

(2) 退職給付引当金

(単位:千円)

区分	金額	注記事項
退職給付債務 (A)		1. 割引率 期待運用収益率
年金資産 (B)		2. 退職給付見込額の期間配分方法
前払年金費用 (C)		3. 過去勤務債務の処理年数
未認識過去勤務債務(D)		4. 数理計算上の差異の処理年数
未認識数理計算上の差異(E)		5. その他
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)		
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)		

(注) 注記事項の5. その他の欄には退職給付債務等の計算基礎等を注記すること。

なお、簡便法を採用している場合にはその計算基礎等の必要事項を注記事項に記載すること。

(3) 諸償却

(単位:千円)

区分	償却限度額(A)	償却額(B)	(B) / (A)
貸出金			
貸出金に準ずる債権			
有価証券			
うち国債			
有形 固定 資産	業務用		%
	建物		%
	構築物		%
	車両		%
	器具・備品		%
	土地		%
	リース資産		%
建設仮勘定			%
業務外			%
	計		
無形 固定 資産	業務用		%
	業務外		%
	計		
その他			
合計			

(4) 資産査定結果

(単位：千円)

区分	合計	II分類額	III分類額	IV分類額
総資産				
(うち総与信)	()	()	()	()
(うち貸出金)	()	()	()	()

(注) 1. 本表は、償却・引当前の自己査定結果を記載するものとする。

2. 「II分類額」は、「債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」の額を記載するものとする。
3. 「III分類額」は、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」の額を記載するものとする。
4. 「IV分類額」は、「回収不可能な又は無価値と判定される資産」の額を記載するものとする。
5. 「総与信」は、貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返をいう。

12. 証券先物及びオプション取引にかかる損益の内訳

信漁連

(単位：千円)

	利益金	損失金
債券		
先物		
オプション		

(注) 1. 証券先物取引及びオプション取引（店頭取引を含む。）に係る損益を記載する。

2. 利益金及び損失金の計上区分は以下によるものとする。
損益科目への計上区分は「国債等債券売却益」「国債等債券売却損」による。

13. 商品有価証券業務の状況

(1) 資産・負債残高

A. 資産

信漁連
(単位:千円)

科 目	平 均 残 高				期 末 残 高			
	金 額		対前期増減(△)		金 額		対前期増減(△)	
	当 期	前 期	金 額	比 率	当 期	前 期	金 額	比 率
商品有価証券								
商品国債								
商品地方債								
商品政府保証債								
貸付商品債券								
円 貸								
そ の 他								
(資金運用勘定計)								
そ の 他 資 産								
合 計								

- (注) 1. 「円貸」は、商品有価証券業務の余裕資金を商品有価証券業務以外で運用しているものを記載すること。
2. 本表は、商品有価証券業務を行う信漁連のみ記載すること。

B. 負債

(単位:千円)

科 目	平 均 残 高				期 末 残 高			
	金 額		対前期増減(△)		金 額		対前期増減(△)	
	当 期	前 期	金 額	比 率	当 期	前 期	金 額	比 率
円 借								
借入商品債券								
そ の 他								
(資金調達勘定計)								
そ の 他 負 債								
合 計								

- (注) 1. 「円借」は、商品有価証券業務以外の円資金を商品有価証券業務で運用しているものを記載すること。
2. 本表は、商品有価証券業務を行う信漁連のみ記載すること。

(2) 商品有価証券業務損益

A. 利益金

(単位:千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増減(△)		摘 要
			金 額	比 率	
資 金 運 用 収 益					
商品有価証券利息					
円 貸 受 入 利 息					
役 務 取 引 等 収 益					
そ の 他 受 入 手 数 料					
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益					
そ の 他 事 業 収 益					
商品有価証券売買益					
そ の 他 の 事 業 収 益					
臨 時 収 益					
合 計					

- (注) 1. 「円貸受入利息」は、当該期の外国為替業務分を除く資金運用利回りにより算出するものとする。
2. 本表は、商品有価証券業務を行う信漁連のみ記載すること。

B. 損失金

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増減(△)		摘要
			金 額	比 率	
資 金 調 達 費 用					
円 借 支 払 利 息					
役 務 取 引 等 費 用					
そ の 他 支 払 手 数 料					
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用					
そ の 他 事 業 費 用					
商 品 有 価 証 券 売 買 損					
そ の 他 の 事 業 費 用					
経 費					
事 業 管 理 費					
税 金					
臨 時 費 用					
合 計					

(注) 1. 「円貸受入利息」は、当該期の外国為替業務分を除く資金調達利回りにより算出するものとする。

2. 経費は、次の方により算出し計上すること。

(1) 事業管理費 = (総事業管理費 - 税金) × 商品有価証券業務実質職員／総職員

(2) 税金 = (総税金 - 事業税 - 商品有価証券業務に係る有価証券取引税及び取引所税) × 商品有価証券業務実質職員／総職員 + (商品有価証券業務に係る有価証券取引税及び取引所税)

3. (算出上の注意)

(1) 各職員数は、労務職員（守衛、用務員、運転手、ボイラーマン等の労務に従事するもの）、出向者及びトレーニーを除き、各月末の期中平均により算出する。

(2) 商品有価証券業務実質職員は、商品有価証券業務（国債等の窓販業務を含む。）専任職員は1人、他の業務を兼務している職員は、0.5人として算出する。ただし、本部機構に係る総務担当部及び経理担当部等商品有価証券業務を直接行っていない部署の職員は除く。

4. 本表は、商品有価証券業務を行う信漁連のみ記載すること。

14. 国債等の窓口販売業務実績

(1) 国債等の売買の媒介等業務実績

信漁連

(単位：千円)

	前 年 度 取 扱 実 繢	本 年 度 取 扱 実 繢	増 減
国 債			
計			

(記載上の注意)

本表は、国債等の売買の媒介等業務を行う信漁連のみ記載すること。

(2) 国債等の窓口販売業務実績

(単位：千円)

種 類 別	窓 口 販 売 業 務 実 繢			引 受 実 繢		
	前 年 度 販 売 実 繢	本 年 度 販 売 実 繢	増 減 額	前 年 度 引 受 実 繢	本 年 度 引 受 実 繢	増 減 額
国 債						
計						

(記載上の注意)

本表は、国債等の窓口販売業務を行う信漁連のみ記載すること。

15. 外国為替業務の状況

(1) 資産・負債主要勘定

A. 資産

信漁連
(単位:千円)

科 目	平 均 残 高				期 末 残 高			
	金 額		対前期増減(△)		金 額		対前期増減(△)	
	当 期	前 期	金 額	比 率	当 期	前 期	金 額	比 率
貸 出 金								
コール・ローン								
有 価 証 券								
外 国 為 替								
預 け 金								
(資金運用勘定計)								
そ の 他								
合 計								
円 転 換								

- (注) 1. 預け金には無利息預け金を含めない。
 2. その他には記載科目以外の資産勘定を合算記載する。
 3. 円転換には負債合計と資産合計の差額を記載する。
 4. 本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載する。

B. 負 債

(単位:千円)

科 目	平 均 残 高				期 末 残 高			
	金 額		対前期増減(△)		金 額		対前期増減(△)	
	当 期	前 期	金 額	比 率	当 期	前 期	金 額	比 率
現 金								
譲 渡 性 貯 金								
コール・マネー								
借 用 金								
外 国 為 替								
(資金調達勘定計)								
そ の 他								
合 計								
円 投 入								

- (注) 1. 借用金には輸入資金借、輸銀借入金を含む。
 2. その他には記載科目以外の負債勘定を合算記載する。
 3. 円投入には資産合計と負債合計の差額を記載する。
 4. 本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載する。

(2) 外国為替業務損益

A. 利益金

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増減 (△)		利 回 り		
			金 額	比 率	当 期	前 期	対前期増減 (△)
資 金 運 用 収 益							
貸 出 金 利 息							
コール・ローン利息							
有価証券利息配当金							
預 け 金 利 息							
受 入 雜 利 息							
役 務 取 引 等 収 益							
受 入 為 替 手 数 料							
そ の 他 受 入 手 数 料							
そ の 他 役 務 取 引 等 収 益							
そ の 他							
合 計							
円転換にかかる受入利息							

(注) 1. 円転換にかかる受入利息は、当該期の外国為替業務分を除く自由金利貯金、譲渡性貯金、売渡手形及びコール・マネーの合算利回りにより算出する。

2. 本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載する。

B. 損失金

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増減 (△)	利 回り		
			金 頓	比 率	当 期	前 期
資 金 調 達 費 用						
貯 金 利 息						
譲 渡 性 貯 金 利 息						
コール・マネー利息						
借 用 金 利 息						
支 払 雜 利 息						
役 務 取 引 等 費 用						
支 払 為 替 手 数 料						
そ の 他 支 払 手 数 料						
そ の 他 役 務 取 引 等 費 用						
そ の 他						
合 計						
円投入にかかる支払利息						

- (注) 1. 借用金利息には輸入資金借、輸銀借用金を含む。
 2. 円投入にかかる支払利息は、当該期の外国為替業務分を除く自由金利貯金、譲渡性貯金、売渡手形及びコール・マネーの合算利回りにより算出する。
 3. 本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載する。

16. 両替の実績

信漁連

 (単位：千円)

	前年度取扱実績	当年度取扱実績	増 減 額
売 却 額			
買 入 額			

17. 大口信用供与等の状況

信漁連

同一人自身（単体）への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額（信漁連の単体の自己資本額（注4）[A] 百万円：連結自己資本額（信漁連の連結の自己資本額（注5）[B]
受信合算対象者全体への信用供与等限度額 (合算信用供与等限度額)	百万円：単体自己資本額（信漁連の単体の自己資本額（注4）[A] 百万円：連結自己資本額（信漁連の連結の自己資本額（注5）[B]

(単位：百万円)

与信側の合算信用供与等総額	信漁連の信用供与等	同一人自身への信用供与等		左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等						合計額		
		(取引先名)		(取引先名)			(取引先名)					
		信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額
	貸出金(手形割引含む。)											
	債務の保証											
	出資											
	コマーシャル・ペーパー											
	有価証券の貸付け											
	小計			(ア)								(ア)
	貸出金(手形割引含む。)											
	債務の保証											
	出資											
	コマーシャル・ペーパー											
	有価証券の貸付け											
	小計											
	貸出金(手形割引含む。)											
	債務の保証											
	出資											
	コマーシャル・ペーパー											
	有価証券の貸付け											
	小計											
	貸出金(手形割引含む。)											
	債務の保証											
	出資											
	コマーシャル・ペーパー											
	有価証券の貸付け											
	合計			(イ)								(イ)

(ア) / [A] = >35%
(ア) / [B] = >35%

(イ) / [A] = >40%
(イ) / [B] = >40%

(ウ) / [A] = >35%
(ウ) / [B] = >35%

(エ) / [A] = >40%
(エ) / [B] = >40%

(注) 1. 本表は、同一人自身への信用供与等先ごとに作成し、(ア) 与信・受信各単体、(イ) 与信単体・受信合算、(ウ) 与信合算・受信単体及び(エ) 与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を[A] 信漁連の単体の自己資本額及び[B] 信漁連の連結の自己資本額で除した数(%)を右端の各式に記入する。(各式のうちいずれか1つでも信用供与等限度額を超えることとなる場合に記入する。)

2. 信用供与等の額は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第15条第1項各号に規定する控除額を除いたものとする。

3. 信漁連の単体の自己資本額とは、漁業協同組合等の信用事業に関する省令第4条の2第2項及び第4条の5第4項に規定する必要な調整について定める件（平成10年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第19号。注4において告示という。）第1条に規定する単体自己資本比率算定上の基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額とする。

4. 信漁連の連結の自己資本額とは、告示第2条に規定する調整自己資本額とする。

18. 単体自己資本比率の状況

信漁連

(単位:千円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち非累積的永久優先出資			告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
期限付優先出資	△	△	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの		
回転出資金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
資本準備金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポート・ジャーナル及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)		
利益準備金			控除項目不算入額	△	△
任意積立金			控除項目 計 (D)		
繰越剩余额			自己資本額 (C - D) (E)		
その他有価証券の評価差損	△	△	リスク・アセット (F)		
当期剩余额			資産 (オン・バランス) 項目		
処分未済持分	△	△	オフ・バランス取引等項目		
外部流出予定額	△	△	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
営業権相当額	△	△	自己資本比率 $\frac{E}{F}$ % %		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(参考) $\frac{A}{F}$ % %		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
基本的項目 計 (A)					
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段					
告示第5条第1項第3号に掲げるものの					
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 計 (B)					
自己資本総額 (C = A + B)					

(記載上の注意)

1. 本表には、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号。本表において「告示」という。）に規定する算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、水産業協同組合法第123条の2第3項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号）第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 出資金のうち払込期日の到来していないものは以下のとおり。

普通出資 千円

優先出資 千円

4. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り、税効果調整後の金額を記載するものとする。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、平成 20 年金融庁・農林水産省告示第 22 号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。

△ 千円

5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
6. 土地再評価差額金について対象資産の期末時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は以下のとおり。
- 百万円
7. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母の 0.625 % を限度とする。
8. 「告示第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の係数であり、基本的項目の 50 % を超過している分を含む金額を記載すること。
9. 本表において各種「不算入額」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額（グロス）を記載する。
10. 平成 19 年 3 月 31 日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については記入を要しない。

単体自己資本比率(付表1)資産(オ・バランス)項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年月期末)

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前	
			資産の額	信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額		資産の額	信用リスク・アセッ トの額
—	—	A (=D/B)	B	C	D	A (=D/B)	B	C	D
1 現金	0								
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0 ~ 100								
4 國際決済銀行等向け	0								
5 我が国の地方公共団体向け	0								
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20 ~ 100								
7 國際開発銀行向け	0 ~ 100								
8 地方公共団体金融機構向け	10 ~ 20								
9 我が国の政府関係機関向け	10 ~ 20								
10 地方三公社向け	20								
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20 ~ 100								
12 法人等向け	20 ~ 100								
13 中小企業等向け及び個人向け	75								
14 搭当権付住宅ローン	35								
15 不動産取得等事業向け	100								
16 三月以上延滞等	50 ~ 150								
17 取立未済手形	20								
18 信用保証協会等による保証付	10								
19 株式会社産業再生機構による保証付	10								
20 出資等	100								
21 上記以外	100								
22 証券化(オリジネーターの場合)	20 ~ 100								
23 証券化(オリジネーター以外の場合)	20 ~ 350								
24 複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—								
合計(信用リスク・アセットの額)	—								

(注) 1 「12 法人等向け」について 100 %のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況 : [] (利用していない = 0、利用している = 1)

2 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法 : [] (用いない = 0、簡便手法 = 1、包括的手法 = 2)

上記において包括的手法 (= 2) を使用する場合のボラティリティ調整率の種類 : []
(標準的ボラティリティ調整率 = 1、自組合推計ボラティリティ調整率 = 2)

3 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法 : []
(エクスポート・変動額推計モデルを用いない場合 = 0、用いる場合 = 1)

(記載上の注意)

1 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3 「資産の額」については、その他有価証券の評価差益相当額(グロス)を貸借対照表計上額から控除した金額を記載する。

4 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。(保証人等の項目としては記載しない。)

5 ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェ

- イト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 6 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）
- 7 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 8 「12 法人等向け」には、「12 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポートを重複して記載しない。
- 9 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを 75%としたエクスポートを記載する。
- 10 「16 三月以上延滞等」には、3 月以上延滞した者に係るエクスポート及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが 150 %となるエクスポートを記載する。なお、これに該当するエクスポートは他の項目に重複して記載しない。
- 11 「18 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポートとする。
- 12 「21 上記以外」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号）において「右記以外のエクスポート」としてリスク・ウェイトを 100 %と定めているエクスポートを記載する。
- 13 「24 複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポートは、他の項目に重複して記載しない。
- 14 平成 19 年 3 月 31 日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

単体自己資本比率(付表2)オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年 月 期末)

(単位:千円)

項 目	掛 目 (%)	当 期 末		前 期 末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前	
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット	簿価又は想定元本額	与信相当額
1 任意の時期に無条件で取り消し可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0					
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20					
3 短期の貿易関連偶発債務	20					
4 特定の取引に係る偶発債務	50					
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50					
5 N I F 又は R U F	50 (75)					
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50					
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100					
(うち借入金の保証)	100					
(うち有価証券の保証)	100					
(うち手形引受)	100					
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100					
(うちクレジット・デリバティフのプロテクション提供)	100					
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—					
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100					
控除額(▲)	—					
9 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100					
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100					
11 派生商品取引	—					
(1) 外為関連取引	—					
(2) 金利関連取引	—					
(3) 金関連取引	—					
(4) 株式関連取引	—					
(5) 貴金属(金を除く。)関連取引	—					
(6) その他モデラティイ関連取引	—					

(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティ・リスク）	—					
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）	—	斜線		斜線		
12 長期決済期間取引	—					
13 未決済取引	—					
14 証券化エクスポージュに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	0 ~ 100					
15 上記以外のオフ・バランスの証券化エクspoージュ	100					
合 計						

(注) 1 「11」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクスポートージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクスポートージャー方式 = 3)

2 「12」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクスポートージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクスポートージャー方式 = 3)

(記載上の注意)

1 「4」及び「7」の内書中の「経過措置」とは、告示（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号））附則第8条を適用し、元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出に旧告示を用いる場合を指す。

2 「8」内書き「控除額(△)」には、告示第49条第2項注に定める「当該下回る額」を4%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

単体自己資本比率(付表3)派生商品取引内訳表

(年 月期末)

(単位:千円)

項目	当期末			前期末		
	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット
1 外国為替関連取引						
(1) 異種通貨間の金利スワップ						
(2) 為替先渡取引 (F X A)						
(3) 先物外国為替取引						
(4) 通貨先物取引						
(5) 通貨先物オプションの買い						
(6) その他						
[参考] 通貨オプションの売り						
小計						
2 金利関連取引						
(1) 同一通貨間の金利スワップ						
(2) 金利先渡取引 (F R A)						
(3) 金利先物取引						
(4) 金利オプションの買い						
(5) その他						
[参考] 金利オプションの売り						
小計						
3 金関連取引						
4 株式関連取引						
5 貴金属(金を除く。)関連取引						
6 その他のコモディティ関連取引						
7 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティ・リスク)						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)						
合 計						

(記載上の注意)

- 1 各[参考]欄は、外書とする。
- 2 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

単体自己資本比率(付表4)オフ・バランス取引等項目相手先区分内訳表

(年 月期末)

(単位:千円)

相手方当事者の区分	簿価又は想定元本額(信用リスク削減効果適用前)												
	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取得可能なコミットメント	原契約期間が1年以下のコミットメント	短期の貿易関連偶発債務	特定の取引に係る偶発債務(含む経過措置を適用する元本補てん信託契約)	NIF又はRUF	原契約期間が1年超のコミットメント	信用供与に直接的に代替する偶發債務(含む経過措置を適用しない元本補てん信託契約、クレジット・リバティップのアーティジョン提供)	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	証券化エクスボージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー	合計
	(0%)	(20%)	(20%)	(50%)	(50%) ≤75%≥	(50%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(0~100%)	(100%)	
(標準的手法採用済会員)													
1 我が国の中央政府及び中央銀行向け													
2 外国の中央政府及び中央銀行向け													
3 国際決済銀行等向け													
4 我が国的地方公共団体向け													
5 外国の中央政府等以外の公共部門向け													
6 國際開発銀行向け													
7 地方公共団体金融機関向け													
8 我が国の政府関係機関向け													
9 地方三公社向け													
10 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け													
11 法人等向け													
12 中小企業等向け及び個人向け													
13 抵当権付住宅ローン													
14 不動産取得等事業向け													
15 三月以上延滞等													
16 信用保証協会等による保証付													
17 株式会社産業再生機構による保証付													
18 出資等													
19 上記以外													
20 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産													
合計													

(注) 簿価又は想定元本額欄の()書は、オフ・バランス取引を与信相当額に換算する際に使用する掛目である。

単体自己資本比率(付表5)オペレーショナル・リスク相当額内訳表
(年 月期末)

(単位：千円)

当期末	掛目 オペレーショナル・リスク相当額	直近1年間(T)		左記の前1年間(T-1)		左記の前1年間(T-2)	
		粗利益(掛目前) A	粗利益(掛目後) A'	粗利益(掛目前) B	粗利益(掛目後) B'	粗利益(掛目前) C	粗利益(掛目後) C'
15 %							

(注) 1 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する。(零を記載又は記載省略はしない。)

2 オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益(掛目後)」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益(掛目後)」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益(掛目後)」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

連結決算速報様式（信漁連）
参考様式 5-8

○ 年度連結決算速報

信用漁業協同組合連合会 印

1. 比較貸借対照表	· · · ·
2. 比較損益計算書	· · · ·
3. 剰余金処分案	· · · ·
4. 連結自己資本比率	· · · ·
5. 連結リスク管理債権の状況	· · · ·

(記載上の注意)

1. 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示するものとする。
2. 各表中該当金額がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載するものとする。
3. 増減率、利回り等の比率は、特に注記がない限り小数点以下第3位以下を切り捨てて表示するものとする。

1. 比較貸借対照表

信漁連
(単位:千円)

科 目	期 末 残 高			平 均 残 高		
	当 期	前 期	対前期増▲減	当 期	当 期	対前期増▲減
			金 額			金 額
資 産	現 金			%		%
	預 け 金					
	買 現 先 勘 定					
	買 入 手 形					
	買 入 金 錢 債 權					
	金 錢 の 信 託					
	商 品 有 価 証 券					
	有 価 証 券					
	貸 出 金					
	そ の 他 資 産					
	固 定 資 産					
	外 部 出 資					
	繰 延 税 金 資 産					
	再評価に係る繰 延税金資産					
	連結調整勘定					
	債務保証見返					
	貸倒引当金(△)					
	合 計					
負 債 及 び 資 本	貯 金					
	譲 渡 性 貯 金					
	売 現 先 勘 定					
	売 渡 手 形					
	借 用 金					
	代理業務勘定					
	そ の 他 負 債					
	諸 引 当 金					
	繰 延 税 金 負 債					
	再評価に係る繰 延税金負債					
	連結調整勘定					
	債務保証					
	少 数 株 主 持 分					
	資 本 勘 定					
	自 己 株 式					
	(損益差額)					
	合 計					

2. 比較損益計算書

信漁連

(単位:千円)

科 目	損 失 の 部				科 目	収 益 の 部			
	当 期	前 期	対前期増減			当 期	前 期	対前期増減	
			金 額	比 率	%				%
経 常 費 用					%	経 常 収 益			
事 業 費 用						事 業 収 益			
貯 金 利 息						貸 出 金 利 息			
譲 渡 性 貯 金 利 息						預 け 金 利 息			
借 入 金 利 息						有 価 証 券 利 息 配 当 金			
売 現 先 利 息						買 現 先 利 息			
売 渡 手 形 利 息						買 入 手 形 利 息			
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息						金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息			
外 国 為 替 支 払 利 息						外 国 為 替 受 入 利 息			
支 払 雜 利 息						受 入 雜 利 息			
支 払 獎 励 金						受 取 獎 励 金			
内 国 為 替 支 払 手 数 料						受 取 特 別 配 当 金			
外 国 為 替 支 扟 手 数 料						内 国 為 替 受 入 手 数 料			
そ の 他 支 扟 手 数 料						外 国 為 替 受 入 手 数 料			
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用						そ の 他 受 入 手 数 料			
融 資 保 険 料						そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益			
支 払 助 成 金						受 取 出 資 配 当 金			
外 国 為 替 売 買 損						受 取 助 成 金			
外 国 通 貨 売 却 損						外 国 為 替 売 買 益			
商 品 有 価 証 券 売 買 損						外 国 通 貨 売 却 益			
国 債 等 債 券 売 却 損						商 品 有 価 証 券 売 買 益			
国 債 等 債 券 償 戻 損						国 債 等 債 券 売 却 益			
国 債 等 債 券 償 却						国 債 等 債 券 償 戻 益			
国 債 等 債 券 評 価 損						金 融 派 生 商 品			
金 融 派 生 商 品						国 債 等 債 券 評 価 修 正 益			
有 価 証 券 借 入 料						有 価 証 券 貸 付 料			
事 業 推 進 費									
債 権 管 理 費									
事 業 管 理 費									
臨 時 費 用						臨 時 収 益			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額						株 式 等 売 却 益			
貸 出 金 償 却						株 式 等 評 価 修 正 益			
株 式 等 売 却 損						金 錢 の 信 託 運 用 益			
株 式 等 償 却						貨 貸 料			
株 式 等 評 価 損						雜 収 入			
金 錢 の 信 託 運 用 損						繰 入 教 育 情 報 資 金			
退 職 給 付 金									
雜 損 失									
特 別 損 失						特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 損						固 定 資 産 処 分 益			
減 損 損 失						貸 倒 引 当 金 戻 入 益			
そ の 他 の 特 別 損 失						償 却 債 権 取 立 益			
						そ の 他 の 特 別 利 益			
費 用 計									
税 引 前 当 期 利 益 (又は税引前当期損失)									
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税									
法 人 税 等 調 整 額									
少 数 株 主 利 益 (又は少 数 株 主 損 失)									
連 結 調 整 勘 定 債 却									
当 期 剰 余 金 (又は当期損失金)									
合 計						合 計			

3. 連結剰余金

信漁連
(単位:千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	
2 資本剰余金増加高	
3 資本剰余金減少高	
4 資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	
2 利益剰余金増加高	
当期剰余金	
3 利益剰余金減少額	
配当金	
4 利益剰余金期末残高	

4. 連結自己資本比率の状況

信漁連
(単位:千円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち非累積的永久優先出資			告示第13条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
期限付優先出資	△	△	告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの		
資本準備金			告示第14条第1項第2号に掲げる資本調達手段		
利益剰余金			イに掲げるもの		
連結子法人等の少数株主持分			ロに掲げるもの		
処分未済持分	△	△	ハに掲げるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかる控除額		
新株予約権			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)		
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目 計(D)		
のれん相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△	リスク・アセット(F)		
連結調整勘定相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
基本的項目 計(A)			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額			オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			自己資本比率		
負債性資本調達手段			$\frac{E}{F}$	%	%
告示第13条第1項第3号に掲げるもの			(参考)		
告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの			$\frac{A}{F}$	%	%
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 計(B)					
自己資本総額(C=A+B)					

(記載上の注意)

1. 本表には、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号)。本表において

「告示」という。)に規定する算式に基づき算出した数値を記載すること。

2. 「連結自己資本比率」とは、水産業協同組合法第123条の2第3項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号)第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。

3. 出資金のうち払込期日の到来していないものは以下のとおり。

普通出資	千円
優先出資	千円

4. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り、税効果調整後の金額を記載するものとする。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁・農林水産省告示第22号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。

△	千円
---	----

5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6. 再評価差額金について対象資産の期末時価が再評価差額金の帳簿価額を下回っている場合、その額は以下のとおり。

百万円

7. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母の0.625%を限度とする。

8. 「告示第13条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の係数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。

9. 本表において各種「不算入額」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載する。

10. 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については記入を要しない。

連結自己資本比率(付表1)資産(オ・バランス)項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年月期末)

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前	
			資産の額	信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額	資産の額		信用リスク・アセッ トの額	信用リスク・アセッ トの額
—	—	A (=D/B)	B	C	D	A (=D/B)	B	C	D
1 現金	0								
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0 ~ 100								
4 國際決済銀行等向け	0								
5 我が国の地方公共団体向け	0								
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20 ~ 100								
7 國際開発銀行向け	0 ~ 100								
8 地方公共団体金融機構向け	10 ~ 20								
9 我が国の政府関係機関向け	10 ~ 20								
10 地方三公社向け	20								
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20 ~ 100								
12 法人等向け	20 ~ 100								
13 中小企業等向け及び個人向け	75								
14 搭当権付住宅ローン	35								
15 不動産取得等事業向け	100								
16 三月以上延滞等	50 ~ 150								
17 取立未済手形	20								
18 信用保証協会等による保証付	10								
19 株式会社産業再生機構による保証付	10								
20 出資等	100								
21 上記以外	100								
22 証券化(オリジネーターの場合)	20 ~ 100								
23 証券化(オリジネーター以外の場合)	20 ~ 350								
24 複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—								
合計(信用リスク・アセットの額)	—								

(注) 1 「12 法人等向け」について 100 %のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況 : [] (利用していない = 0、利用している = 1)

2 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法 : [] (用いない = 0、簡便手法 = 1、包括的手法 = 2)

上記において包括的手法 (= 2) を使用する場合のボラティリティ調整率の種類 : []
(標準的ボラティリティ調整率 = 1、自組合推計ボラティリティ調整率 = 2)

3 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法 : []
(エクスポート・変動額推計モデルを用いない場合 = 0、用いる場合 = 1)

(記載上の注意)

1 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3 「資産の額」については、その他有価証券の評価差益相当額(グロス)を貸借対照表計上額から控除した金額を記載する。

4 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。(保証人等の項目としては記載しない。)

5 ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェ

- イト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 6 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）
- 7 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 8 「12 法人等向け」には、「12 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポートージャーを重複して記載しない。
- 9 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを 75%としたエクスポートージャーのみを記載する。
- 10 「16 三月以上延滞等」には、3 月以上延滞した者に係るエクスポートージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが 150 %となるエクスポートージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポートージャーは他の項目に重複して記載しない。
- 11 「18 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポートージャーとする。
- 12 「21 上記以外」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号）において「右記以外のエクスポートージャー」としてリスク・ウェイトを 100 %と定めているエクスポートージャーを記載する。
- 13 「24 複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポートージャーは、他の項目に重複して記載しない。
- 14 平成 19 年 3 月 31 日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

連結自己資本比率(付表2)オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット残高内訳表
(年 月 期末)

(単位:千円)

項 目	掛 目 (%)	当 期 末		前 期 末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前	
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット	簿価又は想定元本額	与信相当額
1 任意の時期に無条件で取り消し可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0					
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20					
3 短期の貿易関連偶発債務	20					
4 特定の取引に係る偶発債務	50					
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50					
5 N I F 又は R U F	50 (75)					
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50					
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100					
(うち借入金の保証)	100					
(うち有価証券の保証)	100					
(うち手形引受)	100					
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100					
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100					
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—					
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100					
控除額(▲)	—					
9 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100					
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100					
11 派生商品取引	—					
(1) 外為関連取引	—					
(2) 金利関連取引	—					
(3) 金関連取引	—					
(4) 株式関連取引	—					
(5) 貴金属(金を除く。)関連取引	—					
(6) その他モデラティイ関連取引	—					

(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティ・リスク）	—					
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）	—	斜線		斜線		
12 長期決済期間取引	—					
13 未決済取引	—					
14 証券化エクスポージュに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	0 ~ 100					
15 上記以外のオフ・バランスの証券化エクspoージュ	100					
合 計						

(注) 1 「11」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクスポートージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクスポートージャー方式 = 3)

2 「12」の与信相当額算出方式に関する記載 : [] (対象なし = 0、カレント・エクスポートージャー方式 = 1、標準方式 = 2、期待エクスポートージャー方式 = 3)

(記載上の注意)

1 「4」及び「7」の内書中の「経過措置」とは、告示（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号））附則第8条を適用し、元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出に旧告示を用いる場合を指す。

2 「8」内書き「控除額(△)」には、告示第49条第2項注に定める「当該下回る額」を4%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

連結自己資本比率(付表3)派生商品取引内訳表

(年 月期末)

(単位:千円)

項目	当期末			前期末		
	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセット
1 外国為替関連取引						
(1) 異種通貨間の金利スワップ						
(2) 為替先渡取引 (F X A)						
(3) 先物外国為替取引						
(4) 通貨先物取引						
(5) 通貨先物オプションの買い						
(6) その他						
[参考] 通貨オプションの売り						
小計						
2 金利関連取引						
(1) 同一通貨間の金利スワップ						
(2) 金利先渡取引 (F R A)						
(3) 金利先物取引						
(4) 金利オプションの買い						
(5) その他						
[参考] 金利オプションの売り						
小計						
3 金関連取引						
4 株式関連取引						
5 貴金属(金を除く。)関連取引						
6 その他のコモディティ関連取引						
7 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティ・リスク)						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)						
合 計						

(記載上の注意)

- 1 各[参考]欄は、外書とする。
- 2 平成19年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

連結自己資本比率(付表4)オフ・バランス取引等項目相手先区分内訳表

(年 月期末)

(単位:千円)

相手方当事者の区分	簿価又は想定元本額(信用リスク削減効果適用前)												
	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取得可能なコミットメント	原契約期間が1年以下のコミットメント	短期の貿易関連偶発債務	特定の取引に係る偶発債務(含む経過措置を適用する元本補てん信託契約)	NIF又はRUF	原契約期間が1年超のコミットメント	信用供与に直接的に代替する偶發債務(含む経過措置を適用しない元本補てん信託契約、クリソット・デリバティブのアーティジョン提供)	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	証券化エクスボージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー	合計
	(0%)	(20%)	(20%)	(50%)	(50%) <75%>	(50%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(0~100%)	(100%)	
(標準的手法採用済会員)													
1 我が国の中央政府及び中央銀行向け													
2 外国の中央政府及び中央銀行向け													
3 国際決済銀行等向け													
4 我が国的地方公共団体向け													
5 外国の中央政府等以外の公共部門向け													
6 國際開発銀行向け													
7 地方公共団体金融機関向け													
8 我が国の政府関係機関向け													
9 地方三公社向け													
10 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け													
11 法人等向け													
12 中小企業等向け及び個人向け													
13 抵当権付住宅ローン													
14 不動産取得等事業向け													
15 三月以上延滞等													
16 信用保証協会等による保証付													
17 株式会社産業再生機構による保証付													
18 出資等													
19 上記以外													
20 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産													
合計													

(注) 簿価又は想定元本額欄の()書は、オフ・バランス取引を与信相当額に換算する際に使用する掛目である。

連結自己資本比率(付表5)オペレーショナル・リスク相当額内訳表
(年 月 期末)

(単位:千円)

当 期 末	掛 目	オペレーショナル・リスク相当額	直近1年間(T)		左記の前1年間(T-1)		左記の前1年間(T-2)	
			粗利益(掛目前) A	粗利益(掛目後) A'	粗利益(掛目前) B	粗利益(掛目後) B'	粗利益(掛目前) C	粗利益(掛目後) C'
	15%							

(注) 1 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する。(零を記載又は記載省略はしない。)

2 オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益(掛目後)」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益(掛目後)」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益(掛目後)」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

5. 連結リスク管理債権の状況

信漁連
(単位:千円)

科 目	当 期 末 残 高	前 期 末 残 高	増 減 (▲)	
			金 額	増減率(%)
破 綻 先 債 権				
延 滞 債 権				
3 か月以上延滞債権				
貸出条件緩和債権				
合 計				

(注) リスク管理債権の定義は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第48条第1項第1号ホ（2）による。

仮決算速報様式（信漁連）
参考様式 5-9

○ 年度 仮 決 算 速 報

信用漁業協同組合連合会 印

1. 残高試算表	· · · ·
2. 比較貸借対照表	· · · ·
3. 貯金及び貸出金の明細	· · · ·
4. 有価証券の明細	· · · ·
5. 比較損益計算書	· · · ·
6. 貯金利率及び貸出金利率	· · · ·
7. 資金効率	· · · ·
8. 引当金等の算出基礎	· · · ·
9. 証券先物取引及びオプション取引にかかる損益の内訳	· · · ·
10. 両替の実績	· · · ·
11. 大口信用供与等の状況	· · · ·
12. 単体自己資本比率の状況	· · · ·

(注) 様式については、5-8 決算速報様式に準ずること。